



発行 新潟県

第26号

平成27年4月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目次

## 告示

- 563 寄付金の収納事務の委託（地域政策課）
- 564 指定代理納付者の指定（地域政策課）
- 565 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 566 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 567 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 568 障害者就業・生活支援センター事務所所在地変更の届出（労政雇用課）
- 569 地方卸売市場の廃止許可（食品・流通課）
- 570 地方卸売市場における卸売業務の廃止届（食品・流通課）
- 571 保安林の指定（治山課）
- 572 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 573 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 574 基本測量の終了通知（監理課）
- 575 公共測量の終了通知（監理課）
- 576 公共測量の終了通知（監理課）
- 577 公共測量の終了通知（監理課）
- 578 公共測量の終了通知（監理課）
- 579 公共測量の終了通知（監理課）
- 580 公共測量の終了通知（監理課）
- 581 公共測量の終了通知（監理課）
- 582 道路の区域変更（道路管理課）
- 583 道路の供用開始（道路管理課）
- 584 道路の区域変更（道路管理課）
- 585 道路の供用開始（道路管理課）
- 586 道路の区域変更（道路管理課）
- 587 道路の供用開始（道路管理課）

## 公告

- 予算の公表（財政課）
- 特定調達契約の落札者等（法務文書課）
- 調理師試験の実施（健康対策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）
- 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）

## 病院局告示

- 2 新潟県病院局財務規程による指定代理納付者の指定（病院局総務課）

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

## 選挙管理委員会告示

- 17 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 18 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）
- 19 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 20 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 21 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 22 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 23 農業委員会委員選挙に係る個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 24 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 25 新潟県議会議員一般選挙及び新潟市議会議員一般選挙の期日並びに新潟県議会議員一般選挙における各選挙区において選挙すべき議員の数（選挙管理委員会）
- 26 新潟県議会議員一般選挙における選挙長事務取扱場所の指定（選挙管理委員会）
- 27 新潟県議会議員一般選挙及びこれと同時に行う新潟市議会議員一般選挙の投票及び開票の順序（選挙管理委員会）
- 28 新潟県議会議員一般選挙における投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 29 新潟県議会議員一般選挙における点字投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 30 新潟県議会議員一般選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色等の指定（選挙管理委員会）
- 31 新潟県議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務との合同（選挙管理委員会）
- 32 新潟県議会議員一般選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 33 新潟県議会議員一般選挙において確認団体に交付する政治活動用自動車表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 34 新潟県議会議員一般選挙において確認団体が掲示する政治活動用ポスター（選挙管理委員会）
- 35 新潟県議会議員一般選挙における選挙事務所の設置届等の提出方法（選挙管理委員会）

## 告 示

## ◎新潟県告示第563号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄付金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 委託を受けた者  
京都府京都市下京区四条烏丸西入函谷鉾町101番地アーバンネット四条烏丸ビル  
株式会社エフレジ
- 2 委託に係る寄付金  
ふるさと新潟応援寄付金
- 3 委託期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## ◎新潟県告示第564号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄付金」にかかる寄付金歳入

### 3 指定期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
合同会社らいこう	上越市大字稲882-1	デイホームおたっしや館	上越市大字稲882-1	通所介護	H26.11.3
社会福祉法人長岡三古老人福祉会	長岡市福住1丁目7番21号	デイサービスセンター川崎東	長岡市川崎町563番地1	通所介護	H27.3.4
社会福祉法人長岡三古老人福祉会	長岡市福住1丁目7番21号	デイサービスセンター川崎東	長岡市川崎町563番地1	介護予防通所介護	H27.3.4

#### ◎新潟県告示第566号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ツクイ長岡三和	長岡市三和二丁目10番17号	総合福祉ツクイ長岡	ツクイ長岡三和	H21.4.1
ツクイ長岡三和	長岡市三和二丁目10番17号	長岡市大島本町3丁目1番40号	長岡市三和二丁目10番17号	H21.4.1

#### ◎新潟県告示第567号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
--------	------------	--------	---------	-------------	-------

株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越つちはし	上越市土橋828-2	訪問入浴介護	H27.3.31
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越つちはし	上越市土橋828-2	介護予防訪問入浴介護	H27.3.31
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越栄町	上越市栄町1丁目7番26号	訪問介護	H27.3.31
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越栄町	上越市栄町1丁目7番26号	介護予防訪問介護	H27.3.31
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ長岡三和	長岡市三和二丁目10番17号	訪問入浴介護	H22.6.30
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ長岡三和	長岡市三和二丁目10番17号	介護予防訪問入浴介護	H22.6.30

## ◎新潟県告示第568号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	社会福祉法人のぞみの家福祉会 障害者就業・生活支援センターアシスト	
住所	変更前	新潟県新発田市中央町3丁目1番1号
	変更後	新潟県新発田市島潟1454番地
変更年月日	平成27年4月1日	

## ◎新潟県告示第569号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可した。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 開設者の氏名又は名称  
地方卸売市場株式会社マルタニ小出市場
- 2 廃止予定年月日  
平成27年3月31日
- 3 許可年月日  
平成27年3月19日
- 4 廃止する地方卸売市場の名称及び所在地  
地方卸売市場株式会社マルタニ小出市場  
魚沼市四日町1008番地1

## ◎新潟県告示第570号

新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54号）第7条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を廃止する旨の届出があった。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社マルタニ魚沼
- 2 届出をした者の住所又は所在地  
魚沼市四日町1008番地
- 3 廃止年月日  
平成27年3月31日
- 4 所属していた卸売市場の名称及び所在地  
地方卸売市場株式会社マルタニ小出市場  
魚沼市四日町1008番地1
- 5 取扱品目の部類  
青果部

### ◎新潟県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市羽二生字くぬ木平 399 の 4、400、字くぬき平 401、字長坂 402、字釜ノ川内 570 の 2、571 から 575 まで、590 から 592 まで、594、595
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の金井土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年4月3日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 就任
 

理事	佐渡市千種乙 446 番地 1	本間 清一 (理事長)
〃	〃 金井新保乙 132 番地	仲川 芳信
〃	〃 千種甲 524 番地	清水 明
〃	〃 金井新保乙 996 番地	渡邊 義浩
〃	〃 平清水 520 番地 1	金田 英次
〃	〃 中興乙 1334 番地 2	渡辺 直行
〃	〃 中興乙 639 番地 1	梶原 勝
〃	〃 中興乙 1464 番地	植田 日出夫
〃	〃 金丸 175 番地	舟崎 康晴
〃	〃 貝塚 845 番地	石井 美明
監事	〃 金井新保乙 149 番地	本間 和明

〃	〃	泉乙5番地	北見 公次
〃	〃	中興乙104番地	金原 進
就任年月日 平成27年3月13日			
2	退任		
理事	佐渡市千種丙3番地2		畠山 一彦 (理事長)
〃	〃	中興乙1649番地	小松 陽一
〃	〃	金井新保乙549番地	仲川 正昭
〃	〃	金井新保乙132番地	仲川 芳信
〃	〃	平清水569番地	本間 政則
〃	〃	泉甲240番地2	斉藤 次夫
〃	〃	中興乙900番地	江口 謙二郎
〃	〃	金丸23番地	後藤 徹
〃	〃	千種甲805番地	山城 利顯
〃	〃	貝塚516番地	川上 敏春
監事	〃	千種乙197番地	吉田 正興
〃	〃	中興乙1205番地	赤塚 清五
〃	〃	金井新保乙149番地	本間 和明
退任年月日 平成27年3月12日			

## ◎新潟県告示第573号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成27年3月23日認可した。

平成27年4月3日

新潟県柏崎地域振興局長

## ◎新潟県告示第574号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量(オルソ作成)
- 2 作業期間 平成26年11月17日から平成27年3月9日まで
- 3 作業地域 佐渡市

## ◎新潟県告示第575号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(農地災害区画整備事業 土沢地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成26年8月6日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 南魚沼市土沢 地内

## ◎新潟県告示第576号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 佐々木南部郷「2次」地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成26年9月3日から平成27年3月6日まで

3 作業地域 新発田市飯島新田 地内

---

**◎新潟県告示第577号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（柏崎地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 別保地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年9月5日から平成27年3月6日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字久米 ほか 地内

---

**◎新潟県告示第578号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 山内「2次」地区確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月25日から平成27年3月6日まで
- 3 作業地域 新発田市山内、中々山 ほか 地内

---

**◎新潟県告示第579号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）川東「1次」地区確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月25日から平成27年3月6日まで
- 3 作業地域 新発田市敦賀 ほか 地内

---

**◎新潟県告示第580号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）加治川「2次」地区確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月25日から平成27年3月6日まで
- 3 作業地域 新発田市横岡 ほか 地内

---

**◎新潟県告示第581号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）蔵光「2次」地区確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月25日から平成27年3月6日まで
- 3 作業地域 新発田市蔵光 ほか 地内

---

**◎新潟県告示第582号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条乙線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胎内市西条町776番から 同市西条町777番6まで	新	7.5～12.2メートル	41.5メートル
	旧	7.5～12.2メートル	41.5メートル

## ◎新潟県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中条乙線
- 2 供用開始の区間  
胎内市西条町776番から同市西条町777番6まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月3日

## ◎新潟県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 見附中之島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市末宝字蒲田 2528 番 1 から 同市中野東字道田2364番 1 まで	新	(A) 10.0～17.0メートル	274.8メートル
		(B) 11.2～18.6メートル	278.9メートル
	旧	10.0～17.0メートル	274.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## ◎新潟県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 見附中之島線
- 2 供用開始の区間  
長岡市末宝字蒲田2528番1から同市中野東字道田2364番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月4日

## ◎新潟県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 静平西三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市大倉谷字大場所480番2から 同市大倉谷字大場所480番5まで	新	4.3～17.6メートル	56.4メートル
	旧	4.3～7.0メートル	57.7メートル

## ◎新潟県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 静平西三川線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市大倉谷字大場所480番2から同市大倉谷字大場所480番5まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月3日

## 公 告

## 予算の公表について（公告）

平成27年3月26日新潟県議会において議決された平成27年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び平成26年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 平成27年度新潟県一般会計予算

平成27年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,301,610,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 I 歳入		款	項	金額
第1款	県	税		千円
第1項	県	民	税	258,090,000
第2項	事	業	税	80,509,000
第3項	地	方	消費	53,417,000
第4項	不	動	取得	55,258,000
第5項	県	た	ば	4,702,000
第6項	ゴ	ル	こ	2,635,000
第7項	自	場	利	566,000
第8項	軽	車	用	2,480,000
第9項	自	引	得	23,370,000
第10項	鉱	取	取	31,739,000
第11項	狩	区	車	49,000
第12項	核	猟	税	21,000
第13項	産	燃	料	3,210,000
第14項	旧	業	物	133,000
		法	る	1,000
第1項	地方	消費	税	75,748,000
第2款	地方	消費	税	75,748,000
		清算	金	

第3款	地方譲与税	第1項 第2項 第3項 第4項	地方 地 地 石 航	方法 方 地 油 空	人 特 別 譲 与 税 油 譲 与 税 ガ ス 譲 与 税 機 燃 料 譲 与 税	42,501,000 37,783,000 4,422,000 289,000 7,000
第4款	地方特例交付金	第1項	地 方	地 方	特 例 交 付 金	737,000 737,000
第5款	地方交付税	第1項	地 方	地 方	交 付 税	267,400,000 267,400,000
第6款	交通安全特別交付策金	第1項	交 通 安 全 特 別	交 付 策 金	策 金	596,000 596,000
第7款	分担金及び負担金	第1項 第2項	分 担 金 及 び 負 担 金	分 担 金 及 び 負 担 金	金 金	5,284,523 1,646,329 3,638,194
第8款	使用料及び手数料	第1項 第2項	使 用 料 及 び 手 数 料	使 用 料 及 び 手 数 料	料 料	14,617,033 10,631,377 3,985,656
第9款	国庫支出金					154,597,571

		第1項 国庫 負担 金	39,054,700
		第2項 国庫 補助 金	112,393,945
		第3項 国庫 委託 金	3,148,926
第10款	財産 収入		3,472,058
		第1項 財産 運用 収入	946,963
		第2項 財産 売却 収入	2,525,095
第11款	寄附 金		34,158
		第1項 寄附 金	34,158
第12款	繰入 金		18,062,380
		第1項 特別 会計 繰入 金	1,601,411
		第2項 基金 繰入 金	16,460,969
第13款	諸 収入		169,109,277
		第1項 延滞 金加算 金及び 過料 等	261,307
		第2項 利子 収入	9,307
		第3項 公営 企業 貸付 金収入	19,661,995
		第4項 貸付 金収入	130,902,743
		第5項 受託 事業 収入	9,162,137
		第6項 収益 事業 収入	3,631,679
		第7項 利子 割算 金収入	4,066
		第8項 雑 収入	5,476,043

第14款 県 債	第1項 県 債	291,201,000 291,201,000
第15款 繰越金	第1項 繰越金	160,000 160,000
歳 入	合 計	1,301,610,000

2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,467,770 1,467,770
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費 第 2 項 政 務 管 理 費 第 3 項 政 務 計 画 費 第 4 項 政 務 統 計 費 第 5 項 政 務 徴 収 費 第 6 項 政 務 選 挙 費 第 7 項 政 務 人 事 費 第 8 項 政 務 監 査 費	31,183,030 4,357,931 15,737,658 1,339,020 6,833,813 1,639,107 874,480 152,300 248,721
第 3 款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第 1 項 県 民 生 活 費 第 2 項 県 防 災 費 第 3 項 県 防 災 企 業 費 第 4 項 県 防 災 企 業 費 第 5 項 県 防 災 企 業 費	9,628,712 2,656,158 5,414,137 507,072 362,549 688,796

<p>第4款 福祉保健費</p>	<p>第1項 福祉・保健費                  第2項 福祉・保健費                  第3項 福祉・保健費                  第4項 福祉・保健費                  第5項 福祉・保健費                  第6項 福祉・保健費                  第7項 福祉・保健費                  第8項 福祉・保健費                  第9項 福祉・保健費</p>	<p>163,385,101                  22,835,208                  42,840,092                  11,811,847                  1,485,613                  37,446,725                  7,174,507                  1,693,585                  19,038,480                  19,059,044</p>
<p>第5款 労働費</p>	<p>第1項 労働委員会議費                  第2項 労働政策能力開発費                  第3項 労働政策能力開発費</p>	<p>3,784,943                  127,159                  1,275,360                  2,382,424</p>
<p>第6款 産業費</p>	<p>第1項 産業政策費                  第2項 産業政策費                  第3項 産業政策費                  第4項 産業政策費                  第5項 産業政策費</p>	<p>140,517,042                  124,898,933                  1,632,120                  282,114                  11,835,215                  1,868,660</p>
<p>第7款 農林水産業費</p>		<p>83,736,255</p>

第1項	農地	業農	總政	務進	費	3,654,146
第2項	農地	業農	總政	務進	費	8,928,408
第3項	農地	業農	總政	務進	費	1,486,521
第4項	農地	業農	總政	務進	費	3,799,540
第5項	農地	業農	總政	務進	費	344,507
第6項	農地	業農	總政	務進	費	857,558
第7項	農地	業農	總政	務進	費	4,015,121
第8項	農地	業農	總政	務進	費	14,105,839
第9項	農地	業農	總政	務進	費	5,586,729
第10項	農地	業農	總政	務進	費	39,006,929
第11項	農地	業農	總政	務進	費	1,950,957
第1項	農地	業農	總政	務進	費	154,769,628
第2項	農地	業農	總政	務進	費	11,224,566
第3項	農地	業農	總政	務進	費	54,790,158
第4項	農地	業農	總政	務進	費	28,975,302
第5項	農地	業農	總政	務進	費	12,325,242
第6項	農地	業農	總政	務進	費	6,287,978
第7項	農地	業農	總政	務進	費	18,628,616
第8項	農地	業農	總政	務進	費	7,148,763
第9項	農地	業農	總政	務進	費	1,337,568
第10項	農地	業農	總政	務進	費	13,344,100
第10項	農地	業農	總政	務進	費	707,335
第8款	農地	業農	總政	務進	費	

第9款	警 察 費	第1項 第2項	警 察 管 行 理 政 費 費	50,177,945 46,681,454 3,496,491
第10款	教 育 費	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項	教 育 小 中 高 等 特 別 支 生 涯 学 文 化 推 保 健 進 私 学 政 大 学 育 興 振 興 費 費 費 費 費 費 費 費 費	216,531,735 8,054,661 124,946,099 50,059,209 17,933,647 414,670 2,170,035 1,527,130 10,037,668 1,388,616
第11款	災 害 復 旧 費	第1項 第2項	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7,998,284 1,864,407 6,133,877
第12款	県 債 償 費	第1項	県 債 償 費	315,630,634 315,630,634
第13款	諸 支 出 金	第1項	公 營 企 業 貸 付 金	122,498,921 19,661,995

第2項	雑地	支	出	1,916,200
第3項	地方消費	税	金	52,396,439
第4項	地利	割	金	423,215
第5項	配当	交	金	1,890,702
第6項	株式等譲渡	所得	金	516,780
第7項	地方消費	税	金	38,343,688
第8項	ゴルフ場	利用	金	396,200
第9項	自動車	取得	金	1,771,477
第10項	軽油	引取	金	5,181,310
第11項	利子	割	金	915
第14款	子	備	費	300,000
	第1項	予	備	300,000
		合	計	1,301,610,000
	出			
	歳			

第2表 継続費						
款	項	事業名	総額	年度	年	割額
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	十日町地方道路整備事業(当 県緊急(当 道地間 下 ン ル)	2,200,000	27		千円 300,000
				28		900,000
				29		600,000
				30		300,000
				31		100,000
	第6項 建築費	加茂病院改築事業	6,940,640	27		476,316
				28		2,241,226
				29		4,195,448
				30		10,196
				31		17,454

第3表 債務負担行為					
事 項	期 間	限 度	額	説 明	
コンビニエンスストア県税収納業務委託契約	平成28年度から平成30年度まで	3,743千円			
県税徴収金収納データ等作成業務委託契約	平成28年度から平成29年度まで	9,726千円			
平成27年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務	平成27年度から平成37年度まで	元金1,361,000,000千円及び当該額に対する利子相当額			
予算編成システム運用管理委託契約	平成28年度から平成31年度まで	18,408千円			
消防防災ヘリコプター運航管理業務委託契約	平成28年度から平成32年度まで	536,685千円			
スプリングラワー等設置費借入利子補給契約	平成28年度から平成37年度まで	540,000千円		スプリングラワー等設置費借入利子補給金交付要綱に基づき、融資機関がスプリングラワー等消防用設備を設置するための資金を総額63,893千円の範囲内で社会福祉法人等に融通する場合、利子補給率年2.45パーセント以内として算定した額	
少子化対策モデル事業補助金交付決定	平成28年度から平成30年度まで	6,000千円			
少子化対策モデル事業効果検証委託契約	平成28年度	272,873千円			
離職者等再就職訓練委託契約	平成28年度	26,067千円			
海外市場獲得サポーター事業補助金交付決定	平成28年度	111,000千円			

公益財団法人にいがた産業創造機構が平成27年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額300,000千円を限度としてその損失を補償する。	平成28年度から平成39年度まで	公益財団法人にいがた産業創造機構が平成27年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額300,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会が平成27年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。	平成28年度から平成35年度まで	新潟県信用保証協会が平成27年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
新潟県火災共済協同組合が火災共済契約に基づき支払う共済金の額(全日本火災共済協同組合連合会が支払う共済金があるときは、これを控除した額)が、月末現在において、支払準備金、責任準備金、法定利益準備金及び特別積立金並びに剰余金又は損失金の合計額を超える場合、各年度400,000千円を限度として資金を貸し付ける。	平成27年度から平成29年度まで	新潟県火災共済協同組合が火災共済契約に基づき支払う共済金の額(全日本火災共済協同組合連合会が支払う共済金があるときは、これを控除した額)が、月末現在において、支払準備金、責任準備金、法定利益準備金及び特別積立金並びに剰余金又は損失金の合計額を超える場合、各年度400,000千円を限度として資金を貸し付ける。
産業高付加価値化設備投資緊急促進事業補助金交付決定	平成28年度	1,000,000千円
雪冷熱活用データーセンター一立地事業委託契約	平成28年度	10,000千円
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	平成27年度から平成28年度まで	新潟県信用農業協同組合連合会が平成27年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農業構造改革支援事業資金84,504千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	平成28年度から平成47年度まで	農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,600,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以上として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	平成28年度から平成45年度まで	農業経営負担軽減支援資金美施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以上として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	平成28年度から平成47年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額140,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以上として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成28年度から平成37年度まで	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額30,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以上として算定した額

畜産経営改善緊急支援資金利子補給契約	平成29年度から平成52年度まで	新潟県畜産特別支援資金融通助成事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営改善緊急支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 株式会社日本政策金融公庫)	平成27年度から平成82年度まで	株式会社日本政策金融公庫が平成27年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける造林資金(森林整備活性化資金を含む)57,986千円及び当該額に対する利子(遅延利息を含む)相当額が回収されない場合に生じる損失(契約に定める補償履行日まで)に生じる利子を含む)を補償する。
中山間地等平準化資金利子補給契約	平成28年度から平成30年度まで	新潟県中山間地等平準化対策事業実施要綱に基づき、融資機関が中山間地等平準化資金を総額1,580千円の範囲内で県の承認を得て土地改良区等に無利子で融通する場合、利子補給率年2.35パーセント以内として算定した額
国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	平成28年度から平成39年度まで	658,103千円
県営かんがい排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契約	平成28年度	300,000千円
県営かんがい排水事業清津川右岸地区工事請負契約	平成28年度	163,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業荒川右岸地区工事請負契約	平成28年度	102,600千円
県営湛水防除事業安野川6期地区用地補償契約	平成28年度から平成29年度まで	352,000千円
県営畑地帯総合整備事業赤山地区工事請負契約	平成28年度	35,000千円
県営経営体育成基盤整備事業三和中部第1地区工事請負契約	平成28年度	50,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中江北部第2地区工事請負契約	平成28年度	35,000千円
県営経営体育成基盤整備事業両新地区工事請負契約	平成28年度	100,000千円
県営経営体育成基盤整備事業湯4期地区工事請負契約	平成28年度	64,000千円

県営経営体育成基盤整備事業濁5期地区工事請負契約	平成28年度	56,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小平尾地区工事請負契約	平成28年度	11,000千円
県営経営体育成基盤整備事業道上2期地区工事請負契約	平成28年度	48,000千円
県営経営体育成基盤整備事業巻東町地区工事請負契約	平成28年度	29,000千円
県営経営体育成基盤整備事業上泉地区工事請負契約	平成28年度	11,000千円
県営経営体育成基盤整備事業長所地区工事請負契約	平成28年度	17,000千円
県営経営体育成基盤整備事業善根地区工事請負契約	平成28年度	21,000千円
県営経営体育成基盤整備事業花見地区工事請負契約	平成28年度	54,000千円
県営経営体育成基盤整備事業本町地区工事請負契約	平成28年度	67,000千円
県営経営体育成基盤整備事業求草地区工事請負契約	平成28年度	37,000千円
県営経営体育成基盤整備事業菟神北部地区工事請負契約	平成28年度	16,000千円
県営経営体育成基盤整備事業下田尻地区工事請負契約	平成28年度	9,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中曽根地区工事請負契約	平成28年度	43,000千円
県営経営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	平成28年度	146,000千円

県営経営体育成基盤整備事業高田中部地区工事請負契約	平成28年度	10,000千円
県営経営体育成基盤整備事業山室地区工事請負契約	平成28年度	8,000千円
県営中山間地域対策事業六箇地区工事請負契約	平成28年度	19,000千円
県営中山間地域対策事業相川中部地区工事請負契約	平成28年度	8,000千円
県営中山間地域対策事業川井地区工事請負契約	平成28年度	31,000千円
県営農地環境整備事業当間地区工事請負契約	平成28年度	10,000千円
県営農地環境整備事業新外谷地区工事請負契約	平成28年度	9,000千円
県営農地環境整備事業坂口新田地区工事請負契約	平成28年度	15,000千円
県営農地環境整備事業上岡地区工事請負契約	平成28年度	12,000千円
県営農地環境整備事業泉盛寺開田地区工事請負契約	平成28年度	11,000千円
県営農地環境整備事業水野下牧地区工事請負契約	平成28年度	10,000千円
県営農地環境整備事業上達地区工事請負契約	平成28年度	4,000千円
県営農地環境整備事業坪野地区工事請負契約	平成28年度	10,000千円
一般国道345号道路改築(新潟泊トンネル)工事請負契約	平成28年度から平成29年度まで	800,000千円

県道横畑高田線道路改良工事請負契約	平成28年度	120,000千円	
一般国道353号こね橋設置工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成28年度	90,000千円	
県道柿崎牧線吉川橋上部工事請負契約	平成28年度	140,000千円	
一般国道402号仮設橋賃借契約	平成28年度から 平成30年度まで	65,000千円	
一般国道403号(五社川橋)仮設橋賃借契約	平成28年度から 平成29年度まで	22,000千円	
一般国道403号(坊金橋)仮設橋賃借契約	平成28年度から 平成29年度まで	30,000千円	
県道白山村松線仮設橋賃借契約	平成28年度から 平成29年度まで	20,000千円	
県道下田見附線仮設橋賃借契約	平成28年度から 平成29年度まで	20,000千円	
県道東飛山名立線仮設橋賃借契約	平成28年度から 平成29年度まで	10,000千円	
一級河川五十嵐川河川災害復旧助成仮設橋賃借契約	平成28年度	2,000千円	
一級河川柿川床上浸水対策特別緊急工事請負契約	平成28年度	1,000,000千円	
一級河川十二沢川床上浸水対策特別緊急工事費用負担 協定 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成28年度	1,000,000千円	
三面ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	平成28年度	170,000千円	
久知川ダム堰堤改良(受変電設備)工事請負契約	平成28年度	70,000千円	

なびくら川障害防止工事請負契約	平成28年度	90,000千円	
横山町亀貝緑稲葉橋(仮称)上部工事請負契約	平成28年度	200,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	平成27年度	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額909,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。	
災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給契約	平成28年度から平成32年度まで	971千円	
交番駐在所賃借契約 (相手方 警察共済組合新潟県支部長)	平成28年度から平成51年度まで	総額169,445千円以内と 公租公課及び火災保険料 の実額との合計額	五泉警察署猿和田駐在所外3か所 賃借期間が満了し、賃借料を完済した後、賃 借物件の所有権を県が無償で取得する。
東区警察署(仮称)庁舎建築工事請負契約	平成28年度	1,483,932千円	
思い出のマーニー×種田陽平展開催費用負担協定 (相手方 株式会社テレビ新潟放送網)	平成28年度	43,587千円	

第4表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業	6,802,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借 り換えることができる。	
河川事業	11,669,000				
海岸事業	643,000				
防砂事業	5,130,000				
街路事業	523,000				
公園事業	726,000				
公営住宅建設事業	248,000				
港湾事業	8,323,000				
空港事業	265,000				
水産事業	176,000				
漁業事業	516,000				
林業事業	480,000				
治山事業	3,392,000				
農地事業	9,385,000				
災害復旧事業	2,522,000				
学校教育施設等整備事業	2,160,000				
生涯学習施設等整備事業	23,000				
社会福祉施設整備事業	693,000				
施設整備事業費(一般財源化分)	645,000				

地域活性化事業費	1,151,000		
防災対策事業費	3,346,000		
地方道路等整備事業費	13,805,000		
合併特例事業費	2,912,000		
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	860,000		
河川等整備事業費	727,000		
臨時高等学校改築等事業費	1,929,000		
地域総合整備資金貸付事業費	1,965,000		
警察施設整備事業費	225,000		
交通安全施設整備事業費	444,000		
本庁舎改修事業費	860,000		
県民会館改修事業費	10,000		
地域機関改修事業費	355,000		
地域プロジェクト事業費	172,000		
合併市町村特別対策事業費	300,000		
移動通信用鉄塔施設整備事業費	2,000		
国立・国定公園施設整備事業費	20,000		
地域用水環境整備事業費	37,000		
石綿健康被害救済基金負担事業費	18,000		
医療体制整備事業費	102,000		
魚沼基幹病院出資事業費	3,938,000		
集落雪崩対策事業費	7,000		

北陸新幹線整備事業費	2,163,000			
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	2,249,000			
連絡デッキ落下事故復旧事業費	151,000			
公共施設等除却費	223,000			
行政改革推進債	9,166,000			
借換債	124,614,000			
臨時財対策債	57,300,000			
退職手当債	7,829,000			
<b>合 計</b>	<b>291,201,000</b>			

平成27年度新潟県債管理特別会計予算 (歳入歳出予算)		
平成27年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。		
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ221,380,065千円と定める。		
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		
款	項	金額
第1款 県債収入	第1項 繰入金	221,380,065 千円
歳 入 合 計		221,380,065

2 歳 出			金 額
第 1 款	県 債 費	第 1 項 県 債 費	千円 221,380,065 221,380,065
歳	出	合 計	221,380,065

<p>平成27年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算</p>			
<p>平成27年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p>			
<p>(歳入歳出予算)</p>			
<p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,907,656千円と定める。</p>			
<p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>			
<p>第1表 歳入歳出予算</p>			
<p>1 歳 入</p>			
<p>第1款</p>	<p>地 域 づ くり 資 金 貸 付 事 業 収 入</p>	<p>項 目</p>	<p>金 額</p>
		<p>第1項 諸 収 入</p>	<p>1,907,656</p>
		<p>第2項 繰 越 金</p>	<p>886,037</p>
			<p>1,021,619</p>
	<p>歳 入</p>	<p>合 計</p>	<p>1,907,656</p>

<p>2 歳 出</p>	<p>款</p> <p>第 1 款 地 域 づ く り 事 業 資 金 費</p>	<p>項</p> <p>第 1 項 貸 付 事 業 費</p> <p>第 2 項 貸 付 債 権 活 用 事 業 費</p>	<p>金 額</p> <p>1,907,656</p> <p>1,021,619</p> <p>886,037</p> <p>1,907,656</p> <p>千円</p>
	<p>出</p>	<p>合 計</p>	<p>1,907,656</p>

平成 27 年 度 新 潟 県 災 害 救 助 事 業 特 別 会 計 予 算	
<p>平成27年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,649,664千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(地 方 債)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p>	
第1表 歳入歳出予算	
1 歳 入	
款	項
第1款 災 害 救 助 事 業 収 入	額
	千円
	1,649,664
第1項 国 庫 支 出 金	49,234
第2項 財 産 収 入 金	1,054
第3項 寄 附 金	500
第4項 繰 上 金	458,433

	第5項 諸 第6項 県 第7項 分 担金及 び負担 金	収 入 債 金	41,497 355,733 743,213
歳 入	合 計	計	1,649,664

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	金	1,645,164
	第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	金	1,049,595
	第 3 項 災 害 救 助 債 費	金	1,054
	第 4 項 災 害 救 助 出 金	金	580,723
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	金	13,792
第 2 款 予 備 費		金	4,500
第 1 項 予 備 費		金	4,500
歳 出		合 計	1,649,664

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害援護資金貸付事業費	千円 9,733	普通貸借	無 利 子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。	
借換債	346,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
合 計	355,733				

平成27年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成27年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
1 歳 入

款	項	金額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰上	450,995
	第2項 諸	74,536
	第3項 県	166,306
	第4項 繰	145,299
	越	64,854

千円

歳	入	合	計	450,995
---	---	---	---	---------

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款	子 父 子 寡 婦 福 祉 業 社 資 金 費 母 貸 付 貸 付 事 業 費	450,995 450,995	千円
歳 出 合 計		450,995	

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 145,299	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第37条第2項、第4項及び第6項並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第42条及び第44条の規定による。		

平成27年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算 平成27年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,336千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	項 目	金 額 千円
第1款 心身障害児施設	第1項 財産収入 第2項 寄附金 第3項 繰入金 第4項 諸収入	8,336 171 10 8,154 1
歳 入	合 計	8,336

2 歳 出	款	項	金	額
第 1 款	心 身 障 害 児 者 業 合 費	第 1 項 基 金 積 立 金 第 2 項 繰 出 金	8,336 11 8,325	千 円
歳	出	合 計	8,336	

平成27年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成27年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,514,277千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 中小企業支援資金貸付事業		千円
収 入		3,514,277
	第1項 繰 入	7,064
	第2項 諸 収	639,652
	第3項 県 債	500,000
	第4項 繰 越	2,367,561

歳入	
合	
計	
3,514,277	

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 業	款		
	第 1 項 貸 付 事 業 費	3,514,277	
	第 2 項 県 債 出 金	2,192,722	
	第 3 項 繰 上 償 還 金	434,960	
出		合 計	3,514,277

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付	千円 500,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

平成27年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

平成27年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255,653千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 林業貸付事業改善事業資金	第1項 繰上入金	122,657
	第2項 諸収入	1,186
	第3項 繰上金	70
第2款 木材産業等高度化推進事業貸付		121,401
		130,896

千円

	第1項 諸 第2項 県 第3項 線	収 越	入 債 金	73,025 43,000 14,871
第3款 林業就労付 業促進資金入	第1項 線	越	金	2,100 2,100
歳入	合	計		255,653

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林 業 改 善 事 業 付 貸 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	122,607 122,607
第 2 款	木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 事 業 付 貸 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費 第 2 項 県 債 費	116,025 86,000 30,025
第 3 款	林 業 就 業 促 進 事 業 付 貸 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	2,100 2,100
第 4 款	子 備 費	第 1 項 林 業 改 善 資 金 予 備 費 第 2 項 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 予 備 費	14,921 50 14,871
歳	出	合 計	255,653

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金 貸付	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,235千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	款 第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	項 第1項 繰入金 第2項 諸収入 第3項 繰越金
	金額 81,235 752 61 80,422	千円
歳 入	合 計	81,235

2 歳 出	款	項	金	額
第 1 款	沿 岸 漁 業 改 善 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費		81,185
第 2 款	予 備 費	第 1 項 予 備 費		50
歳	出	合 計		81,235

平成27年度新潟県有林事業特別会計予算

平成27年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	148,887	千円
	第2項 財産収入	21,304	
	第3項 繰入金	22,192	
	第4項 雑収入	91,466	
	第5項 県債	474	
		12,300	

	第6項線	越	金	1,151
歳	入	合	計	148,887

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	業 費	147,887
	第 2 項 事 業 費	債 費	57,763
	第 3 項 事 業 費	出 金	66,124
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	備 費	24,000
	第 1 項 予 備 費	備 費	1,000
歳 出	合 計	計	1,000
			1,000
			148,887

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 12,300	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

平成27年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

平成27年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ570,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	570,614
	第2項 繰入金	568,699
歳 入 合 計		1,915
歳 入 合 計		570,614

千円

2 歳 出		額	千円
款	項	金	額
第1款 都市開発資金事業費	第1項 事業費	570,614	
	第2項 繰入金	1,915	
		568,699	
歳	出	合	計
		570,614	

## 平成27年度新潟県流域下水道事業特別会計予算

平成27年度新潟県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,291,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		項 目	金 額
第1款	流域下水道事業収入		千円
		第1項 分担金及び負担金	13,291,860
		第2項 使用料及び手数料	4,920,604
		第3項 国庫支出金	455
		第4項 県産物収入金	3,561,647
		第5項 繰上金	891
		第6項 繰下金	2,038,586
		第7項 諸債収入	336,049
		第8項 県債超過	2,347,000
			86,628
歳 入	合 計		13,291,860

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 流 域 下 水 道 事 業 費	第 1 項 管 理 費	第 1 項 管 理 費	13,205,232
		第 2 項 建 設 費	3,414,326
		第 3 項 県 債 費	6,436,529
	第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	86,628
歳 出	合 計		13,291,860

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	流域下水道施設運転監視保守委託契約	平成28年度から 平成29年度まで			1,920,276千円			
	魚野川流域下水道建設工事請負契約	平成28年度			547,500千円			

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
千円					
流域下水道事業費債 借換	1,824,000 523,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合 計	2,347,000				

平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,323,620千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		項 目	金 額
第1款	港湾整備事業収入		千円
		第1項 使用料及び手数料	2,323,620
		第2項 在庫支出	1,156,708
		第3項 国庫収入	15,000
		第4項 財産収入	259,389
		第5項 繰上収入	346,457
		第6項 諸県債	4,065
		第7項 繰越金	542,000
			1
歳 入	合 計		2,323,620

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	港湾整備事業費		千円 2,323,467
		第 1 項 事業費	715,165
		第 2 項 県債費	1,608,302
第 2 款	予備費		153
		第 1 項 予備費	153
		合 計	2,323,620

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
新潟港東港区西ふ頭荷役機械製作、据付工事請負・工事監理委託契約		平成28年度から平成29年度			1,210,000千円			

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
千円		普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
港 湾 整 備 事 業 費 債 換	461,000 81,000				
合 計	542,000				

平成27年度新潟県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1	営業関係	供給電力量			MWh 574,394
		1 建設工事			
		(1) 胎内第四発電所建設事業			一 式
		(2) 新エネルギー発電設備建設事業			一 式
2	建設改良関係	2 増強改良工事			
		既設発電所の増強改良			一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
	千円		千円
第1款 電気事業	10,894,681	第1款 電気事業	5,566,193
第1項 営業	10,720,876	第1項 営業	4,387,023
第2項 財務	2,901	第2項 財務	468,943
第3項 事業外	170,904	第3項 事業外	690,227
		第4項 予備	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,080,283千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	792,320
第1項	資 本 的 業 務 債 金	486,600
第2項	資 本 的 業 務 債 金 代 理 代 理 債 金	300
第3項	資 本 的 業 務 債 金 返 還 債 金	255,803
第4項	資 本 的 業 務 債 金 託 收 債 金	49,607
第5項	資 本 的 業 務 債 金 雜 収	10

  

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	2,872,603
第1項	資 本 的 業 務 債 金 還 還 債 金	1,431,972
第2項	資 本 的 業 務 債 金 還 還 債 金	1,304,965
第3項	資 本 的 業 務 債 金 還 還 債 金	11
第4項	資 本 的 業 務 債 金 還 還 債 金	100,000
第5項	資 本 的 業 務 債 金 還 還 債 金	34,655
第6項	資 本 的 業 務 債 金 還 還 債 金	1,000

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源				消費税 資本的収支 調整額
				過年度 損益勘定 留保資金	当年度 損益勘定 留保資金	建設改良 積立金	地域振興 積立金	
第1項 建設改良費	千円 1,431,972	千円 505,171	千円 926,801	千円 737,271	千円 3,802	千円 84,000	千円 101,728	
第2項 企業償還金	1,304,965	252,484	1,052,481	1,052,481				
第3項 投資	11		11	11				
第4項 他会計繰出金	100,000		100,000			100,000		
第5項 受託工事費	34,655	34,655						
第6項 雑支出	1,000	10	990	990				
計	2,872,603	792,320	2,080,283	1,790,753	3,802	84,000	101,728	

  

款	項	事業	業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	田川内発電所大規模改良事業		2,525,654	27	千円 361,131
					28	943,183
					29	1,069,317
					30	152,023

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
北新潟太陽光発電所巡視点検業務委託	平成28年度から 平成30年度まで		千円 16,943
新潟東部太陽光発電所巡視点検業務委託	平成28年度から 平成30年度まで		65,254
風倉発電所水車発電機分解点検整備工事	平成28年度		48,735
発電管理センター管理棟空気調和設備更新工事	平成28年度		29,916
高田発電所発電機コイル更新工事	平成28年度		218,355
高田発電所水車ランナー更新工事	平成28年度		30,780
高田発電所調速機更新工事	平成28年度		46,224
新高田発電所調速機更新工事	平成28年度		42,336
広神発電所取引用電力量計更新工事	平成28年度		731

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
新エネルギー発電設備 建設事業費	486,600	普通貸借又は債券発行	年 9 パ ー セ ント 以 内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
1 職 員 給 与 費	1,002,048 千円
2 交 際 費	948

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成27年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1	給水量	数	91か所	56,255,380立方メートル
	2	年間給水量	量		
	3	1日平均給水量	量		
2 建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業			式
	2	既設設備の増強改良			式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 工業用水道事業	収 益	2,037,427
第1項 営業	収 益	1,545,678
第2項 営業外	収 益	253,981
第3項 特別	利 益	237,768

  

支 出		千円
第1款 工業用水道事業	費 用	2,303,663
第1項 営業	費 用	2,232,543
第2項 営業外	費 用	61,120
第3項 予備	費	10,000

(資本的収入及び支出)  
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額155,414千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		支 出		補 て ん 財 源					
区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 収 入 予 定 額	差 引 不 足 額	減 積 立 金	債 積 立 金	建 設 積 立 金	過 損 留 保 益 勘 定 金	度 定 金	消 費 税 支 費 的 調 整 額
第1款 資本の収入									
第1項 企業の収入									
第2項 他会計補助金									
第3項 固定資産売却代金									
計	580,860	425,446	155,414	31,209	31,209	49	90,075	173	33,085
第1款 資本の支出									
第1項 建設費	458,753		122,107						
第2項 企業債償還金	122,107								
計	580,860	425,446	155,414	31,209	31,209	49	90,075	173	33,085

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新潟臨海工業用水道費 改築工事	千円 242,500			
新潟臨海工業用水道費 増強	138,900	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
上越工業用水道費 増強	32,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額	金額
1 職員給与	448,093	千円
2 交際費	34	

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,507千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成27年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予 定 量
1 営 業 関 係	土 地 の 売 却	277,000 平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 工業用地造成事業収益		4,758,775
第1項 営業収益		3,960,040
第2項 営業外収益		798,735

支 出		千円
第1款	工業用地造成事業費用	3,484,667
第1項	営業費用	3,454,735
第2項	営業外費用	28,932
第3項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額590,373千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	120
第1項	土地売却代金	120

支		出		補てん財源	
区分	支出予定額	充当収入額	差引不足額	当勤定留保益金	千円
第1款 資本的支出			590,493		
第1項 工業用地造成費	22,500		22,500		
第2項 企業債償還金	312,180		312,180		
第3項 他会計借入金返済金	255,803		255,803		
第4項 雑支出	10		10		
計	590,493	120	590,373		590,373

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与費		59,172
2	交際費		18

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,403千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分の	態							
土	地	工	業	用	地	上	越	市	平	方	メ	ー	ト	ル	130,000	売	却
						見	附	市		43,000	売	却					
						阿	賀	野	市	32,000	売	却					
						新	潟	市	及	び	72,000	売	却				

平成27年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 38,717

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	用地造成事業収益	293,171
第1項	営業収益	290,873
第2項	営業外収益	2,298

支 出		千円
第1款 用地造成事業費用		180,494
第1項 営業費用		180,288
第2項 営業外費用		206

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,515千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

支 出		千円
第1款 資本的支出		1,515
第1項 用地造成事業費用		1,515

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,630,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第6条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	所	在	数	量	処分の様
土	地	新 北	瀧 原 郡 聖 籠 市		平方メートル 38,717	売 却

平成 27 年 度 新 潟 県 病 院 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成27年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病	床		2,847床
年	間	入 院 外 来 計	842,000人 1,312,000人 2,154,000人
1	日	入 院 外 来 計	2,301人 5,399人 7,700人
主 な 建 設 改 良 事 業		1 病 院 改 築 改 築 改 築 改 築 改 築 加 茂 病 院 改 築 改 築 改 築 改 築 改 築 十 日 町 病 院 改 築 改 築 改 築 改 築 改 築 2 病 院 増 改 築 改 築 改 築 改 築 改 築	一 式 一 式

		中央病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 新発田病院整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 医療器械備品整備事業	式 一 式 一 式 一 式 一
--	--	---	--------------------------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 病院事業	71,273,636
第1項 医療事業	57,962,966
第2項 医療外	13,268,484
第3項 特別	42,186
	千円

  

支	出
第1款 病院事業	71,222,577
第1項 医療費	69,345,201
第2項 医療外	1,877,176
第3項 特別	200
	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,914,658千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	11,177,623
第1項	固定資産売却代金	259,890
第2項	投資回収	1,521
第3項	企業業債	6,589,000
第4項	補助金	2,030,410
第5項	補償金	2,267,440
第6項	その他の資本的収入	29,362

支 出		千円
第1款	資本的支出	15,092,281
第1項	建設改良費	8,996,253
第2項	無形固定資産	392
第3項	投資	1,521
第4項	償還	6,094,115

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	加茂病院改築事業	千円 7,513,435	27	484,376
				28	2,262,998
				29	4,263,158
				30	164,765
				31	183,362
				32	154,776

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
国立大学法人新潟大学新潟地域医療センター設置協定	平成28年度から平成29年度まで		千円 50,920
国立大学法人新潟大学新潟地域精神医療センター設置協定	平成28年度から平成29年度まで		50,920
中央病院コ・ジェネレーション設備等改修事業	平成28年度		554,884
器械備品整備事業	平成28年度		642,600

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 6,589,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	費	36,970,926 千円
2	交際	費	1,000

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,998,559千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、17,582,774千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	陽電子放射線断層撮影装置 (PET-CT) 医療情報総合システム 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI) X線コンピュータ断層撮影装置 (CT)	二 一 二 二	式 式 式 式

平成27年度新潟県魚沼基幹病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	業務の予定量
病床数		354床
年間患者数	入院 外来 計	87,000人 143,000人 230,000人
1日平均患者数	入院 外来 計	285人 703人 988人
主な建設改良事業	1 病院新築関係 魚沼基幹病院新築事業 2 総合医療情報システム整備事業 3 医療器械備品整備事業	一式 一式 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益	収益	2,695,630
第1項 医療収益	収益	21,601
第2項 医療外収益	収益	2,674,029

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出		千円
第1款 病院事業費用	費用	3,216,543
第1項 医療費用	費用	1,557,547
第2項 医療外費用	費用	1,658,996

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 資本的収入	収入	4,055,922
第1項 企業債	債	2,346,000
第2項 負担金交付金	金	1,709,922

支		出	
第1款	資 本 的 支 出	4,055,922	千円
第1項	建 設 改 良 費	4,042,895	
第2項	償 還 金	13,027	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 整 備 事 業 費	千円 2,346,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,346,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,823,190千円である。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量	
医 療 器 械	医療情報総合システム リニアック	1	式	
	X線コンピュータ断層撮影装置 (CT)	1	式	
	X線診断装置	2	式	
	X線テレビ装置	4	式	
	磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)	3	式	
	心臓血管造影撮影装置 (アングリオ)	1	式	
	全身用血管造影撮影装置 (アングリオ)	1	式	
	ガンマカメラ	1	式	
			1	式
			1	式

## 平成26年度新潟県一般会計補正予算

平成26年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,367,947千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,569,801,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県 税		千円 233,170,000	千円 3,883,000	千円 237,053,000	
	第1項 県 民 税	80,790,000	1,826,000	82,616,000	
	第2項 事 業 税	46,389,000	1,683,000	48,072,000	
	第3項 地 方 消 費 税	38,798,000	626,000	39,424,000	
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,678,000	115,000	4,793,000	
	第5項 県 た ば こ 税	2,576,000	140,000	2,716,000	
	第6項 ゴ ー ル フ 場 利 用 税	554,000	23,000	577,000	
	第7項 自 動 車 取 得 税	1,998,000	△ 213,000	1,785,000	
	第8項 軽 油 引 取 税	24,806,000	△ 820,000	23,986,000	
	第9項 自 動 車 税	32,168,000	△ 19,000	32,149,000	
	第10項 鉱 区 税	49,000	1,000	50,000	
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	332,000	△ 14,000	318,000	
	第14項 核 燃 料 税		535,000	535,000	
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		52,616,000	2,229,000	54,845,000	
	第1項 地 方 消 費 税 清 算 金	52,616,000	2,229,000	54,845,000	
第3款 地 方 譲 与 税		43,650,000	3,863,000	47,513,000	
	第1項 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	38,832,000	4,074,000	42,906,000	

	第2項 地方揮發油譲与税	4,518,000	△	207,000	4,311,000
	第3項 石油ガス譲与税	289,000		1,000	290,000
	第4項 航空機燃料譲与税	11,000	△	5,000	6,000
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	724,000		14,831	738,831
		724,000		14,831	738,831
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	275,002,610		376,713	275,379,323
		275,002,610		376,713	275,379,323
第6款 交通安全対策特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	572,000	△	112,000	460,000
		572,000	△	112,000	460,000
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	7,233,831	△	79,370	7,154,461
	第2項 負担金	1,731,363	△	19,552	1,711,811
		5,502,468	△	59,818	5,442,650
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料	12,627,520	△	131,120	12,496,400
	第2項 手数料	8,767,678	△	140,029	8,627,649
		3,859,842		8,909	3,868,751
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	156,258,091	△	4,961,314	151,296,777
	第2項 国庫補助金	37,838,882		1,067,247	38,906,129
	第3項 国庫委託託	114,552,811	△	5,423,737	109,129,074
		3,866,398	△	604,824	3,261,574

第10款 財 産 収 入	第1項 財 産 運 用 収 入 第2項 財 産 売 払 収 入	3,097,206 836,763 2,260,443	△ 1,555,518 △ 98,638 △ 1,456,880	1,541,688 738,125 803,563
第11款 寄 附 金	第1項 寄 附 金	5,030,141 5,030,141	△ 96,593 △ 96,593	4,933,548 4,933,548
第12款 繰 入 金	第1項 特 別 会 計 繰 入 金 第2項 基 金 繰 入 金	45,766,050 595,377 45,170,673	1,124,420 10,503 1,113,917	46,890,470 605,880 46,284,590
第13款 諸 収 入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利 子 収 入 第3項 公 営 企 業 貸 付 金 収 入 第4項 貸 付 金 収 入 第5項 受 託 事 業 収 入 第6項 収 益 事 業 収 入 第7項 利 子 割 精 算 金 収 入 第8項 雑 収 入	485,639,346 276,743 10,091 21,756,083 433,389,891 17,639,725 4,181,173 3,561 8,382,079	△ 47,623,700 32,049 1,441 △ 434,412 △ 43,720,744 △ 3,435,207 △ 163,716 2,178 94,711	438,015,646 308,792 11,532 21,321,671 389,669,147 14,204,518 4,017,457 5,739 8,476,790
第14款 県 債	第1項 県 債	296,373,000 296,373,000	△ 8,047,000 △ 8,047,000	288,326,000 288,326,000
第15款 繰 越 金		410,000	2,747,704	3,157,704

	第1項繰越金	410,000	2,747,704	3,157,704
歳入	合計	1,618,169,795	△ 48,367,947	1,569,801,848

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,432,870 千円	△ 36,588 千円	1,396,282 千円	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	36,424,777	3,093,223	39,518,000	
	第2項 政 務 管 理 費	4,423,654	△ 101,941	4,321,713	
	第3項 総 務 計 画 費	19,058,421	3,777,689	22,836,110	
	第4項 統 計 調 査 費	794,883	△ 18,464	776,419	
	第5項 徴 税 費	7,004,141	51,003	7,055,144	
	第6項 市 町 村 振 興 費	3,131,906	△ 471,368	2,660,538	
	第7項 選 挙 費	1,611,861	△ 143,154	1,468,707	
	第8項 人 事 委 員 会 費	149,876	△ 1,430	148,446	
	第9項 監 査 委 員 費	250,035	888	250,923	
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	13,347,499	△ 5,225,799	8,121,700	
	第2項 防 災 費	6,962,532	△ 5,002,054	1,960,478	
	第3項 環 境 企 画 費	3,642,198	△ 79,530	3,562,668	
	第4項 環 境 対 策 費	506,812	△ 15,818	490,994	
	第5項 環 境 対 策 費	363,669	△ 27,801	335,868	
	第6項 廃 棄 物 対 策 費	1,872,288	△ 100,596	1,771,692	

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	148,303,300	6,908,291	155,211,591
	第2項 国保・福祉指導費	21,346,622	747,203	22,093,825
	第3項 医師業務費	42,216,799	△	42,003,967
	第4項 医師・看護職員確保対策費	4,987,244	5,941,742	10,928,986
	第5項 高齢福祉保健費	1,540,465	32,559	1,573,024
	第6項 健康対策費	35,751,412	△	36,667,070
	第7項 生活衛生費	6,182,753	△	5,701,532
	第8項 障害福祉費	1,649,316	4,254	1,653,570
	第9項 児童家庭費	18,397,586	827,942	19,225,528
		15,231,103	132,986	15,364,089
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	6,748,568	△	6,166,262
	第2項 労働政策雇用費	125,503	314	125,817
	第3項 職業能力開発費	4,208,252	△	4,038,787
		2,414,813	△	2,001,658
第6款 産業費	第1項 産業政策費	140,883,016	△	96,396,302
	第2項 産業振興費	5,448,882	△	5,211,872
	第3項 商産振興費	1,717,573	△	1,535,795
	第4項 産立地費	120,767,280	△	77,829,934
	第5項 観光費	11,068,122	△	10,082,407
		1,881,159	△	1,736,294

第7款 農 林 水 産 業 費	第1項 農 業 総 務 費	85,464,040	△ 3,642,961	81,821,079
	第2項 地 域 農 政 推 進 費	3,651,595	△ 9,873	3,641,722
	第3項 農 産 園 芸 費	8,944,697	△ 339,683	8,605,014
	第4項 農 産 営 普 及 費	1,327,660	△ 80,773	1,246,887
	第5項 経 食 品 流 通 費	4,138,526	△ 336,773	3,801,753
	第6項 畜 産 業 費	301,062	△ 3,149	297,913
	第7項 水 産 業 費	854,091	5,971	860,062
	第8項 林 産 業 費	4,287,232	△ 91,574	4,195,658
	第9項 農 地 管 理 費	16,602,864	△ 1,079,059	15,523,805
	第10項 農 地 基 盤 整 備 費	3,681,804	△ 20,666	3,661,138
	第11項 農 地 計 画 費	40,266,808	△ 1,672,919	38,593,889
		1,407,701	△ 14,463	1,393,238
第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費	194,504,655	△ 3,015,641	191,489,014
	第2項 道 路 橋 りょう 費	11,260,484	43,874	11,304,358
	第3項 河 川 海 岸 費	64,853,222	4,305,733	69,158,955
	第4項 砂 防 費	44,651,105	△ 872,538	43,778,567
	第5項 都 市 防 計 画 費	15,985,372	△ 477,410	15,507,962
	第6項 建 築 費	6,961,529	48,345	7,009,874
	第7項 交 通 港 振 興 費	27,287,655	△ 2,517,278	24,770,377
	第8項 港 振 興 策 費	10,492,323	△ 1,713,687	8,778,636
	第9項 港 振 興 策 費	708,492	△ 278,711	429,781
		11,390,171	△ 1,515,306	9,874,865

第9款	警察費	第10項 空港	914,302	△	38,663	875,639
		第1項 警察	49,501,239	△	159,368	49,341,871
		第2項 警察	45,804,061	△	51,899	45,752,162
			3,697,178	△	107,469	3,589,709
第10款	教育費	第1項 教育	217,590,461	△	1,590,930	215,999,531
		第2項 小教	6,411,793	△	81,797	6,329,996
		第3項 高等	127,084,704	△	543,162	126,541,542
		第4項 特別支援	49,802,967	△	255,082	49,547,885
		第5項 生涯学習	17,524,357	△	147,045	17,377,312
		第6項 文化	368,856	△	4,593	364,263
		第7項 保健	2,443,634	△	634,513	1,809,121
		第8項 私立	1,737,215	△	35,299	1,701,916
		第9項 大	10,830,469		61,983	10,892,452
			1,386,466		48,578	1,435,044
第11款	災害復旧費	第1項 農林水産施設災害復旧	7,095,378		379,672	7,475,050
		第2項 土木施設災害復旧	1,866,681		7,026	1,873,707
			5,228,697		372,646	5,601,343
第12款	県債	第1項 県債	617,831,855	△	2,336,686	615,495,169
			617,831,855	△	2,336,686	615,495,169
第13款	諸支出金		98,742,137		2,327,860	101,069,997

第1項	公 営 企 業 貸 付 金	21,756,083	△	434,412	21,321,671
第2項	雑 支 出	2,442,500	△	77,000	2,365,500
第3項	地 方 消 費 税 清 算 金	38,056,731		1,137,413	39,194,144
第4項	利 子 割 交 付 金	501,806		11,863	513,669
第5項	配 当 割 交 付 金	1,778,436	△	1,188	1,777,248
第6項	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	283,932		656,019	939,951
第7項	地 方 消 費 税 交 付 金	26,662,519		1,124,861	27,787,380
第8項	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	387,800		19,265	407,065
第9項	自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,426,897	△	29,052	1,397,845
第10項	軽 油 引 取 税 交 付 金	5,444,324	△	79,762	5,364,562
第11項	利 子 割 精 算 金	1,109	△	147	962
歳 出	合 計	1,618,169,795	△	48,367,947	1,569,801,848

第2表 継続費補正 1 変更																						
款	項	事業名	補		正		前		後													
			額	千円	年度	年割額	年度	年割額	年度	年割額												
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	23,312,304	千円	13	0	13	0	13	0												
					26	600,000	26	600,000	26	0												
					27	1,000,000	27	1,000,000	27	600,000												
					28	1,000,000	28	1,000,000	28	1,000,000												
					29	1,000,000	29	1,000,000	29	1,000,000												
					30	200,000	30	200,000	30	1,000,000												
					31		31		31	200,000												
					13	23,312,304	13	0	13	23,312,304												
					第2項 道橋りょう費		一般国道403号道路 改築工事 (新大倉トンネル)	1,000,000	千円	27	43,000	27	43,000									
					第2項 道橋りょう費					県道佐渡一周線 緊急地方道路整備事業 (竹ヶ鼻トンネル)	3,800,000	千円	26	600,000	26	600,000	0					
					第2項 道橋りょう費								胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円	27	1,000,000	27	1,000,000	600,000		
					第2項 道橋りょう費											胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円	28	1,000,000	28	1,000,000
					第2項 道橋りょう費														胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円	29
第2項 道橋りょう費		胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円	30	200,000	30	1,000,000														
第2項 道橋りょう費					胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円	31		31	200,000											
第2項 道橋りょう費		胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円				24	221,000	24	221,000	221,000										
第2項 道橋りょう費					胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円	25	436,000	25	436,000	436,000										
第2項 道橋りょう費		胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円				26	300,000	26	81,630	81,630										
第2項 道橋りょう費					胎内川総合開発事業費 (奥胎内タム)	3,800,000	千円	26	738,630	26	738,630	738,630										





第3表 債務負担行為補正 1. 追加					
事	項	期 間	限 度	額	説 明
	新潟県民会館管理協定	平成27年度から 平成29年度まで		660,717千円	
	新潟県立自然科学館管理協定	平成27年度から 平成31年度まで		1,453,207千円	
	公益財団法人新潟県環境保全事業団損失補償契約	平成26年度から 平成27年度まで			公益財団法人新潟県環境保全事業団が、平成26年度において、金融機関から借り入れる事業資金60,000千円に約定利息を加えた額について、回収されな い場合の損失を補償する。
	奥只見レクリエーション都市公園管理協定	平成27年度から 平成29年度まで		329,418千円	
	新潟県立大潟水と森公園管理協定	平成27年度から 平成30年度まで		123,016千円	
	新潟県立高見緑地及び新潟県立聖籠緑地管理協定	平成27年度から 平成31年度まで		241,500千円	
	新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清 五郎ワールドカッパ広場管理協定	平成27年度から 平成31年度まで		2,470,480千円	
	新潟県立コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場及 び新潟県万代島緑地管理協定	平成27年度から 平成31年度まで		275,000千円	

2 変 更	事 項	補 正		補 正		説 明
		期 間	限 度	期 間	限 度	
	番号制度対応システム開発等業務委託契約	平成27年度から平成28年度まで	187,530千円	平成27年度から平成28年度まで	213,693千円	
	県道佐渡一周線緊急地方道路整備(跳坂トンネル)工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	400,000千円	平成27年度から平成29年度まで	600,000千円	
	県道白根安田線仮設橋賃借契約	平成25年度から平成26年度まで	19,000千円	平成25年度から平成27年度まで	22,000千円	
	一級河川十二沢川床上浸水対策特別緊急工事費用負担協定(相手方 北陸地方整備局)	平成26年度から平成27年度まで	395,000千円	平成26年度から平成28年度まで	395,000千円	
	魚沼基幹病院外構2期工事請負契約	平成27年度から平成29年度まで	293,825千円	平成27年度から平成29年度まで	328,923千円	
	交番駐在所賃借契約(相手方 警察共済組合新潟県支部長)	平成27年度から平成50年度まで	総額262,774千円以内と公租公課及び火災保険料の合計額	平成27年度から平成50年度まで	総額241,889千円以内と公租公課及び火災保険料の合計額	胎内警察署乙駐在所外5か所賃借期間が満了し、賃借料を完済した後、賃借物件の所有権を県が無償で取得する。
	新潟商業高校校舎建築工事請負・工事監理委託契約	平成27年度から平成28年度まで	1,705,901千円	平成27年度から平成28年度まで	1,837,509千円	

第4表 地方債補正 1 追加						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
魚沼基幹病院出資事業費 減収補てん債	千円 4,069,000 251,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。		
合 計	4,320,000					

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	償還の方法
道路事業費	6,565,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	5,985,000		
河川事業費	15,022,000									
海岸事業費	592,000									
砂防事業費	6,304,000									
公園事業費	730,000									
港湾事業費	6,933,000									
水産事業費	168,000									
漁港事業費	501,000									
林道事業費	497,000									
治山事業費	2,995,000									
農地事業費	8,325,000									
災害復旧事業費	2,294,000									

学校教育施設等整備事業費	1,323,000					973,000
社会福祉施設整備事業費	618,000					706,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	650,000					641,000
地域活性化事業費	412,000					1,110,000
防災対策事業費	1,029,000					1,229,000
地方道路等整備事業費	13,042,000					13,377,000
合併特例事業費	5,104,000					4,582,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	556,000					642,000
河川等整備事業費	87,000					428,000
臨時高等学校改築等事業費	1,539,000					2,039,000
警察施設整備事業費	177,000					174,000
交通安全施設整備事業費	510,000					500,000
本庁舎改修事業費	82,000					146,000
地域機関改修事業費	356,000					316,000

地域プロジェクト事業費	172,000	164,000
合併市町村特別対策事業費	1,424,000	
移動通信設備事業費	2,000	1,000
国立・国定公園施設整備事業費	20,000	17,000
中越大地震災復興基金 貸出費	5,000,000	
医療体制整備事業費	78,000	74,000
北陸新幹線整備事業費	1,962,000	671,000
えちごトキめき鉄道 株式会社補助事業費	5,704,000	5,420,000
公共施設等除却費	260,000	216,000
行政改革推進債	8,084,000	7,372,000
借換債	116,578,000	116,678,000
臨時財政対策債	71,200,000	70,899,000
退職手当債	8,455,000	7,349,000
<b>合計</b>	<b>296,373,000</b>	<b>284,006,000</b>

平成26年度新潟県債管理特別会計補正予算

平成26年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,141,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,446,588千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		191,304,910 千円	1,141,678 千円	192,446,588 千円
	第1項 繰入金	191,304,910	1,141,678	192,446,588
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>191,304,910</b>	<b>1,141,678</b>	<b>192,446,588</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		千円 191,304,910	千円 1,141,678	千円 192,446,588
	第1項 県債費	191,304,910	1,141,678	192,446,588
歳	出 合 計	191,304,910	1,141,678	192,446,588

平成26年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算 平成26年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ614,336千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,145,886千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	第1項 諸収入	2,760,222 <small>千円</small>	△ 614,336 <small>千円</small>	2,145,886 <small>千円</small>
	第2項 繰越金	923,637	△ 10,000	913,637
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>2,760,222</b>	<b>△ 614,336</b>	<b>2,145,886</b>

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくりに資する事業	第1項 貸付事業費	2,760,222 千円	△ 614,336 千円	2,145,886 千円
	第2項 貸付債権活用事業費	1,836,585	△ 604,336	1,232,249
<b>歳 出 合 計</b>		<b>2,760,222</b>	<b>△ 614,336</b>	<b>2,145,886</b>

平成26年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,431,520千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入	第2項 財産収入	1,371,579	59,941	1,431,520
	第4項 繰入金	1,064	△	375
	第5項 諸収入	313,699	204,845	518,544
	第7項 分担金及び負担金	33,924	23,480	57,404
	第8項 繰越金	963,425	△	781,472
			14,258	14,258
	合 計	1,371,579	59,941	1,431,520
	歳 入			

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	1,367,079	59,941	1,427,020
	第2項 基金積立金	1,274,188	△ 239,044	1,035,144
	第3項 県債	1,064	118,247	119,311
	第4項 繰出金	80,562	868	81,430
<b>歳 出 合 計</b>	<b>計</b>	<b>1,371,579</b>	<b>59,941</b>	<b>1,431,520</b>

平成26年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者 総合施設事業収入	第1項 財産収入	千円 9,695	千円 △ 1	千円 9,694
歳入	合計	9,695	△ 1	9,694

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児施設 総合事業費	第2項 繰出金		千円 9,695	△	千円 9,694
			9,684	△	9,683
歳 出 合 計			9,695	△	9,694

平成26年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,401千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,529,563千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	第2項 諸収入	1,630,964 千円	△ 101,401 千円	1,529,563 千円
	第3項 県債	680,636	△ 99,003	581,633
		138,066	△ 2,398	135,668
歳入	合計	1,630,964	△ 101,401	1,529,563

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 事業 中小企業支援資金貸付	第1項 貸付事業費	1,630,964	△ 101,401	1,529,563
	第2項 県債費	950,331	△ 2,398	947,933
	第3項 繰出金	461,481	△ 69,413	392,068
	計	219,152	△ 29,590	189,562
歳	合 計	1,630,964	△ 101,401	1,529,563

第2表 地方債補正 1 変更													
起債の目的	補		正			前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円
中小企業高度化資金貸付	138,066		普通貸借	年1.05パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	135,668		補正前と同じ	補正前と同じ	償還の方法		

平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,143千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 81,223	△ 80	千円 81,143
	合計	612	△ 80	532
歳入	合計	81,223	△ 80	81,143

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善事業費	第1項 貸付事業費	千円 81,173	△ 80	千円 81,093
	合計	81,173	△ 80	81,093
歳	出	合計	△ 80	81,143

平成26年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,158千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218,834千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 227,992	千円 △ 9,158	千円 218,834
	第1項 国庫支出金	58,159	△ 3,144	55,015
	第2項 財産収入	14,899	△ 2,947	11,952
	第3項 繰入金	145,136	△ 151	144,985
	第4項 県債	2,944	△	2,944
	第6項 諸収入		28	28

歳 入 合 計	227,992	△	9,158	218,834

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	千円 226,992	△ 9,158	千円 217,834	
	第2項 県債費	136,868	△ 9,008	127,860	
	合計	66,124	△ 150	65,974	
歳出	合計	227,992	△ 9,158	218,834	

第2表 地方債補正 1 変更												
起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度	額	起債の方法	利率	償還の方法	限度	額	起債の方法	利率	償還の方法		
県有林事業費		千円 2,944		年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。		千円					

平成26年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139,776千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金収入	第1項 財産収入	千円 320,191	△ 139,776	千円 180,415
		318,276	△ 139,776	178,500
歳入	合計	320,191	△ 139,776	180,415

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金事業費		千円 320,191	千円 △ 139,776	千円 180,415
	第2項 繰出金	318,276	△ 139,776	178,500
歳出	合計	320,191	△ 139,776	180,415

## 平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,115,322千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,202,363千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 13,317,685	千円 △ 2,115,322	千円 11,202,363	
	第1項 分担金及び負担金	4,996,276	△ 397,878	4,598,398	
	第3項 国庫支出金	3,894,545	△ 1,123,269	2,771,276	
	第4項 財産収入	891	227	1,118	
	第5項 繰入金	2,027,573	△ 1,365	2,026,208	
	第6項 諸収入	426,108	△ 161,837	264,271	
	第7項 県債	1,861,000	△ 407,000	1,454,000	
	第8項 繰越金	110,828	△ 24,200	86,628	
歳 入	合 計	13,317,685	△ 2,115,322	11,202,363	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費		13,206,857	△ 2,004,994	11,201,863	千円
	第1項 管理費	3,741,289	△ 163,191	3,578,098	
	第2項 建設費	6,653,904	△ 1,845,088	4,808,816	
	第3項 県債償還費	2,769,227	3,328	2,772,555	
	第4項 災害復旧費	42,437	△ 43	42,394	
第2款 予備費		110,828	△ 110,328	500	
	第1項 予備費	110,828	△ 110,328	500	
歳出	合計	13,317,685	△ 2,115,322	11,202,363	

第2表 継続費補正 I 変更		款	項	事業名	補		正		前		補		正		後				
					総額	千円	年度	年割額	年度	年割額	年度	年割額	年度	年割額	年度	年割額			
第1款 流域下水道費	第2項 建設費	信濃川下流事業 (新潟県)	域	費	費	総額	千円	8	964,459	8	964,459	総額	千円	8	964,459	8	964,459		
						9	1,234,836	9	1,234,836	9	1,234,836								
						10	2,083,400	10	2,083,400	10	2,083,400								
						11	1,924,000	11	1,924,000	11	1,924,000								
						12	2,559,000	12	2,559,000	12	2,559,000								
						13	1,618,000	13	1,618,000	13	1,618,000								
						14	1,279,500	14	1,279,500	14	1,279,500								
						15	197,360	15	197,360	15	197,360								
						16	256,000	16	256,000	16	256,000								
						17	54,700	17	54,700	17	54,700								
						18	281,150	18	281,150	18	281,150								
								総額	22,131,030			総額	22,375,595			総額	22,375,595		



62	1,552,457	62	1,552,457
63	1,622,000	63	1,622,000
元	1,536,000	元	1,536,000
2	1,560,000	2	1,560,000
3	1,562,000	3	1,562,000
4	3,850,000	4	3,850,000
5	3,024,200	5	3,024,200
6	1,203,900	6	1,203,900
7	3,024,850	7	3,024,850
8	1,473,310	8	1,473,310
9	1,474,242	9	1,474,242
10	1,444,600	10	1,444,600
11	1,009,800	11	1,009,800
12	2,152,000	12	2,152,000

13	2,456,500	13	2,456,500
14	1,661,300	14	1,661,300
15	835,400	15	835,400
16	442,600	16	442,600
17	124,000	17	124,000
18	279,600	18	279,600
19	559,650	19	559,650
20	691,800	20	691,800
21	1,230,700	21	1,230,700
22	1,023,005	22	1,023,005
23	1,078,289	23	1,078,289
24	1,376,107	24	1,376,107
25	951,990	25	951,990
26	589,727	26	854,500









起債の目的		補		正		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	償還の方法
流域下水道事業費		1,861,000	千円	普通貸借又は普通債発行格額とれ行格額とれ行格額とな度し限す(発額面回、その差埋め金額を加額とる。)	年九パーセント以内	借入金の30年以内又は一括払いの償還する。また、償還の都合により、償還の期間を短縮し、償還の利率を低くする。	年九パーセント以内	補正前に同じ	補正前に同じ

平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ307,301千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,623,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 2,930,388	千円 △ 307,301	千円 2,623,087	
	第1項 使用料及び手数料	1,175,626	△ 21,408	1,154,218	
	第2項 国庫支出金	15,000	115,674	130,674	
	第3項 財産収入	231,632	31,229	262,861	
	第4項 雑収入	269,908	△ 10,092	259,816	
	第5項 諸収入	75,926	△ 14,704	61,222	
第6項 県債	1,099,000	△ 408,000	691,000		
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>2,930,388</b>	<b>△ 307,301</b>	<b>2,623,087</b>	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 2,930,235	千円 △ 307,301	千円 2,622,934
	第1項 事業費	1,201,811	△ 307,301	894,510
<b>歳</b>	<b>出 合 計</b>	<b>2,930,388</b>	<b>△ 307,301</b>	<b>2,623,087</b>



平成26年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1	営業関係 卸供給電力量	MWh 554,939	MWh 566,193

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	千円 5,350,427	千円 200,731	千円 5,551,158
第1項	営業収益	4,751,815	56,445	4,808,260
第2項	財務収益	5,239	△ 1,932	3,307
第3項	事業外収益	183,625	1,633	185,258
第4項	特別利益	409,748	144,585	554,333

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	電気事業費用	5,312,230	△ 18,947	5,293,283
第1項	営業費用	3,591,431	△ 12,252	3,579,179
第2項	財務費用	413,057	△ 6,963	406,094
第3項	事業外費用	23,053	△ 245	22,808
第4項	特別損失	1,264,689	△ 513	1,265,202

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,289,701千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	6,875,777	△ 2,274,782	4,600,995
第1項	企業債	4,305,600	△ 23,300	4,282,300
第2項	国庫補助金	45,547	△ 45,547	
第4項	貸付金返済金	2,303,319	△ 2,300,000	3,319
第5項	受託金	179,878	93,594	273,472
第6項	雑収入	41,133	471	41,604

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 6,875,766	千円 14,930	千円 6,890,696
第1項 建設改良費	5,389,793	14,248	5,404,041
第5項 受託工事費	167,977	682	168,659

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源						消費 資本的 調整額
				過 年度 損 留	年 度 定 金	当 年 損 留	年 度 定 金	減 積 立	債 積 立	
第1項 建設改良費	千円 5,404,041	千円 4,432,326	千円 971,715	千円 332,738	千円 1,102	千円 1,102	千円 252,000	千円 173,000	千円 13,000	千円 385,875
第2項 企業債償還金	1,303,972		1,303,972	1,130,972						
第3項 投資	24		24	24						
第4項 他会計繰出金	13,000		13,000							
第5項 受託工事費	168,659	168,659		990						
第6項 雑支出	1,000	10	990							
計	6,890,696	4,600,995	2,289,701	1,464,724	1,102	1,102	252,000	173,000	13,000	385,875

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金		変		更	
			総額	千円	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	胎内第四発電所建設	2,264,598	千円	22	64,697		千円	22	64,697
					23	84,037		84,037		
					24	232,570		232,570		
					25	126,178		126,178		
					26	245,932	3,357,806	245,932		
					27	211,973		231,018		
					28	524,167		323,728		
					29	438,224		1,612,163		
					30	336,820		437,483		
					24	500		500		
		25	6,819,183	6,737,089	2,916,002	2,916,002				
		新潟東部太陽光発電所(3号系列)建設								



平成26年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	1 給 水 先 数	2 年 間 総 給 水 量		
1 営 業 関 係	1	92か所	59,136,926	53,496,560
	2	立方メートル	立方メートル	立方メートル
	3	162,019	146,566	立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	工業用水道事業収益	3,505,447	1,127,016	4,632,463
第1項	営業収益	1,613,971	△ 25,168	1,588,803
第2項	営業外収益	258,106	103,948	362,054
第3項	特別利益	1,633,370	1,048,236	2,681,606

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	工業用水道事業費用	3,717,896	1,784,335	5,502,231
第1項	営業費用	2,143,934	△ 260,006	1,883,928
第2項	営業外費用	95,581	119,760	215,341
第3項	特別損失	1,468,381	1,924,581	3,392,962

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額167,634千円は、次のとおり補正するものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	174,344	△ 6,882	167,462
第2項 他会計補助金	37,514	206	37,720
第4項 雑収入	16,800	△ 7,088	9,712

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	337,763	△ 2,667	335,096
第1項 建設改良費	172,208	△ 2,667	169,541

区 分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補 て ん 財 源				
				減 積 立 金 千円	債 金 千円	建設改良 積立金 千円	過 剰 留 保 資 金 千円	年度 勘定 資金 千円
第1項 建設改良費	169,541	157,750	11,791			3,378	550	7,863
第2項 企業債償還金	165,541	9,712	155,829	56,608			94,527	4,694
第3項 投資	14		14				14	
計	335,096	167,462	167,634	56,608		3,378	95,091	12,557

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職 員 給 与 費	444,518	437,421

(他会計からの補助金)

第6条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源地確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を65,581千円に改める。

平成26年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 224,000	平方メートル 82,594

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 4,011,980	千円 △ 1,809,347	千円 2,202,633
第1項	営業収益	3,211,900	△ 1,833,000	1,378,900
第2項	営業外収益	800,080	23,653	823,733

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	2,866,472	△ 1,535,017	1,331,455
第1項 営業費用	2,828,554	△ 1,555,156	1,273,398
第2項 営業外費用	33,080	△ 2,148	30,932
第3項 特別損失	3,838	22,287	26,125

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額365,518千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	120	19,440	19,560
第2項 固定資産売却代金		19,440	19,440

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	2,685,078	△ 2,300,000	385,078
第3項 他会計借入金返済金	2,303,319	△ 2,300,000	3,319

区 分	支出予定額 千円	充当収入 千円	財源額 千円	差引不足額 千円	補てん財源	
					当勤定留保資金	益損資金
第1項 工業用地造成費	22,500	19,560	19,560	2,940		2,940
第2項 企業債償還金	359,249			359,249		359,249
第3項 他会計借入金返済金	3,319			3,319		3,319
第4項 雑支出	10			10		10
計	385,078	19,560	19,560	365,518		365,518

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 62,076	千円 67,363

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,389千円に改める。

平成26年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成26年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区 分	元 積	変 更 面 積
1 土 地 の 売 却	平方メートル 34,222	平方メートル 4,596

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 用地造成事業収益	千円 298,884	千円 △ 183,988	千円 114,896
第1項 営業収益	294,106	△ 184,141	109,965
第2項 営業外収益	4,778	153	4,931

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 用地造成事業費用	千円 206,350	千円 △ 140,216	千円 66,134
第1項 営業費用	206,104	△ 140,134	65,970
第2項 営業外費用	246	△ 82	164

平成26年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
年 間 患 者 数	入 院	1,007,000 人	931,000 人
	外 来	1,567,000 人	1,519,000 人
	計	2,574,000 人	2,450,000 人
1 日 平 均 患 者 数	入 院	2,759 人	2,551 人
	外 来	6,422 人	6,225 人
	計	9,181 人	8,776 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院 事業 収 益	78,535,795	△ 3,591,463	74,944,332
第1項 医 業 収 益	65,576,831	△ 4,331,490	61,245,341
第2項 医 業 外 収 益	12,956,264	740,227	13,696,491
第3項 特 別 利 益	2,700	△ 200	2,500

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院 事業 費 用	79,913,804	△ 1,148,892	78,764,912
第1項 医 業 費 用	75,369,715	△ 1,067,204	74,302,511
第2項 医 業 外 費 用	1,911,314	△ 86,251	1,825,063
第3項 特 別 損 失	2,632,775	4,563	2,637,338

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,226,872千円は、過年度分損益勘定留保資金2,000,841千円及び当年度分損益勘定留保資金2,226,031千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	10,588,004	△ 2,403,606	8,184,398
第1項 投資回収金	2,293	△ 388	1,905
第2項 企業業債	6,993,000	△ 697,000	6,296,000
第3項 補助金	1,817,025	△ 1,431,607	385,418
第4項 負担金交付金	1,750,507	△ 276,809	1,473,698
第5項 その他資本的収入	25,179	2,198	27,377

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	14,561,202	△ 2,149,932	12,411,270
第1項 建設改良費	9,058,370	△ 2,150,972	6,907,398
第3項 投資	2,293	1,040	3,333

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金		額		変		更		金		額	
			総	額	年度	年	額	額	年度	年	額	額	年度	年	額	額
1	資本的支出	1 建設改良費	10,282,723	千円	25	千円	25	千円		25	千円		25	千円		0
					26	2,012,441	26	546,230								
					27	1,644,063	27	3,761,792								
					28	178,308	28	108,795								
					29	1,388,093	29	12,447,889								
					30	2,429,225	30	2,587,151								
					31	2,096,510	31	3,487,639								
					32	534,083	32	407,131								
							33	372,676								

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
病 院 整 備 事 業 費	千円 6,993,000	千円 6,296,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
1 職 員 給 与 費	千円 42,757,670	千円 42,639,241
2 交 際 費	1,000	100

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,118,944千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科 目	元 金 額	変 更 金 額
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	千円 19,171,932	千円 18,841,790

平成26年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成26年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	1,132,485 千円	△ 359,234 千円	773,251 千円
第1項 医療外収益	1,132,485	△ 359,234	773,251

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	1,132,485 千円	△ 358,095 千円	774,390 千円
第1項 医療費用	20,697	685	21,382
第2項 医療外費用	1,111,788	△ 358,780	753,008

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	15,358,543	△ 143,216	15,215,327
第1項 企業債	15,289,000	△ 7,992,000	7,297,000
第2項 負担金交付金	69,543	7,848,784	7,918,327

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	15,358,543	△ 143,216	15,215,327
第1項 建設改良費	15,346,016	△ 141,300	15,204,716
第2項 無形固定資産費	11,453	△ 1,916	9,537

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
魚沼基幹病院外構工事委託契約	平成27年度から平成29年度まで	293,825	平成27年度から平成29年度まで	328,923

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	15,289,000千円	7,297,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を755,484千円に改める。

平成26年度新潟県一般会計補正予算

平成26年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政 策 費	地域プロジェクト事業費	56,899 千円
	第2項 総務管理費	地 域 活 性 化 推 進 費	地域活性化推進費
情報システム再編費			3,089
本庁舎整備費		127,248	
庁舎維持特定修繕費		63,371	
県有財産管理費		69,916	

第4款 福祉保健費	第3項 医師業務費	回復期リハビリテーション病棟等施設整備費	21,135		
		ドクターヘリ基地病院等施設・設備整備費	183,679		
		院内保育施設整備補助金	7,340		
		高齢者福祉施設整備補助金	350,504		
		水道施設災害復旧費補助金	4,392		
		バリアフリーーマちづくり事業費	634,249		
		障害者支援施設等整備補助金	18,648		
		障害者支援施設等耐震化等整備補助金	740,649		
		保育所等設置補助金	296,216		
		病児・病後児保育施設整備緊急促進補助金	1,921		
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	農林水産業総合振興事業助成費	359,538		
		農業適正管理事業補助金	151,500		
		広域漁場整備事業費	119,658		
		第7項 水産業費	漁場環境保全創造事業費	167,700	
			第3項 農産園芸費	農産物加工・流通施設整備補助金	1,921
				農産物加工・流通施設整備補助金	1,921
				農産物加工・流通施設整備補助金	1,921

	内水面水産試験場施設整備費	13,574
	県営水産流通基盤整備事業費	26,577
	県営水産物供給基盤機能保全事業費	175,571
	県営漁港施設機能強化事業費	250,481
	県営漁港海岸保全事業費	22,726
	市町村営地域水産物供給基盤整備事業補助金	68,273
	市町村営漁村再生事業補助金	51,324
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	42,236
	県営漁港整備事業費	2,500
第8項 林業費	林道開設事業費	575,863
	林道開設事業助成費	145,963
	林道改良事業助成費	15,106
	県単林道整備事業補助金	36,943
	地域活性化林道事業費	130,512

	地域防災対策総合治山事業費	55,210
	共生保安林整備事業費	11,689
	地すべり防止事業費	97,516
	治山等激甚災害対策特別緊急事業費	44,370
	漁場保全関連特定森林整備事業費	38,808
	災害関連緊急治山等事業費	65,324
	小規模模治山事業費	35,140
	小規模模治山事業補助金	18,420
	全国植樹祭開催費	1,049
第9項	農地管理費	115,330
第10項	農地基盤整備費	216,285
	県営畑地帯総合整備事業費	36,220
	県営農地防災排水事業費	224,146
	県営地盤沈下対策農地事業費	134,070

	県営中山間地域総合農地防災事業費	19,456
	国営附帯県営農地防災事業費	41,252
	県営農道整備事業費	303,284
	団体営農村振興総合整備事業助成費	59,789
	団体営農業集落排水事業助成費	22,754
	県単地すべり防止事業費	48,091
	県単農業・農村整備事業補助金	62,163
	県単農道特殊改良事業費	120,000
	地盤沈下対策農地事業受託費	125,133
	震災対策農業水利施設点検・調査計画費	115,012
	震災対策農業水利施設点検・調査計画補助金	26,472
	農村地域小水力発電導入促進事業補助金	144,482
第8款 土 木 費	河川台帳整備費	4,029
	第1項 土 木 管 理 費	186,622

	うるおいの新潟創成事業費	17,399
	公共事業企画調査費	10,429
	社会資本維持管理計画推進費	45,000
第2項 道路橋りょう費	管理関係道路調査費	24,000
	建設関係道路調査費	51,228
	道路維持管理費	134,593
	舗装道路維持修繕費	25,077
	橋りょう維持修繕費	276,826
	防災・防雪施設維持修繕費	222,257
	道路改良築費	3,886,739
	災害防除施設費	337,558
	交通安全施設費	92,822
	橋りょう補修費	169,001
	緊急地方道路整備費(街路)	782,733

第3項 河川海岸費	排水機場等整備費	60,151
	魚野川流域水資源確保検討費	11,016
	河川調査費	8,690
	総合流域防災対策情報基盤等整備費	66,726
	ハザードマップ作成・周知支援費	17,110
	河川維持費	380,526
	河川補修費	103,980
	ふるさと川の川づくり協働事業費	1,000
	河川環境整備費	26,511
	河川整備促進事業費	51,846
	河川総合流域防災対策整備費	328,652
	河川災害復旧助成費	12,360,552
	河川災害復旧関連費	169,675
河川災害復旧関連緊急事業費	156,566	

	海岸侵食対策費	444,742	
	海岸高潮対策費	52,000	
	海岸維持費	4,500	
	海岸施設補修費	37,195	
	ダム維持管理費	5,000	
	ダム施設緊急整備事業費	73,140	
	河川総合開発事業費	116,646	
第4項 砂防費	河川砂防調査費	17,462	
	地すべり調査費	2,582	
	砂防設備修繕費	25,584	
	砂防施設維持修繕費	12,851	
	地すべり防止施設維持修繕費	4,191	
	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	3,013	
	砂防激甚災害対策特別緊急事業費	987,154	

		土砂災害緊急事業費	96,231
第5項 都市計画費		街路事業費	112,683
		公園維持管理費	21,820
第6項 建築費		流域別下水道整備総合計画策定費	3,200
		耐震建築物づくり支援費	1,750
第7項 交通政策費		県営住宅管理費	34,000
		北陸新幹線整備負担金	195,979
第8項 港湾振興費		並行在来線鉄道施設整備補助金	193,200
		朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故復旧対策費	29,898
第9項 港湾費		派川加治川補償用水施設等管理費	11,772
		港湾等調査費	121,641
		港湾修繕費	11,000
		港湾整備備費	20,083
		廃棄物埋立護岸管理費	16,828

第9款 警察費	第10項 航空港費	港湾改良統合補助事業費	715,036		
		港湾環境整備費	89,656		
		港湾施設改良統合補助事業費	699,472		
		港湾海岸保全費	399,702		
		佐波空港改修費	29,456		
		第10款 教育費	第1項 警察管理費	東区警察署(仮称)建築費	12,448
				第1項 教育総務費	15,227
				第3項 高等学校費	261,157
				高校大規模・耐震改修費	1,890
		第4項 特別支援学校費	高校大規模・耐震改修費(県単)	2,004,107	
特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)	58,582				
特別支援学校バリアフリー整備費	14,030				
特別支援学校バリアフリー整備費(県単)	38,005				
特別支援学校環境整備費	9,720				

	第7項 保健体育費	社会体育施設管理費	85,786
	第8項 私学教育振興費	認定こども園整備等補助金	141,968
第11款 災害復旧費	第1項 農林水産施設費	県営漁港災害復旧費	60,000
		林道施設災害復旧事業助成費	70,813
	第2項 土木災害復旧施設費	治山施設災害復旧費	10,373
		耕地災害復旧費	119,869
		建設関係災害復旧費	3,842,257
			港湾関係災害復旧費
		県単災害復旧費	24,892
合	計		<b>38,887,985</b>

2 変 更					
款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額	
第7款 農 林 水 産 業 費	第2項 地 域 農 政 推 進 費	農業経営基盤強化促進対策事業補助金	千円 4,200	千円 23,000	
		経営構造対策事業助成費	171,000	344,409	
	第7項 水 産 業 費	県営水産生産基盤整備事業費	300,000	693,611	
		市町村営漁港施設機能強化事業補助金	48,000	134,512	
	第8項 林 業 費	民有林造林奨励補助金	158,000	293,000	
		森林整備加速化・林業再生補助金	1,391,432	1,448,519	
		復旧治山事業費	31,500	150,013	
	第10項 農 地 基 盤 整 備 費	予 防 治 山 事 業 費	予防治山事業費	34,049	233,449
			県営かんがい排水事業費	300,000	900,959
		県 営 湛 水 防 除 事 業 費	県営湛水防除事業費	363,637	1,307,643
県営地すべり対策農地事業費			460,000	688,219	
県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費		県営ため池等整備事業費	400,000	563,071	

第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	道 路 改 善 費	192,461	580,412
		道 路 安 全 施 設 費	266,705	1,075,634
		地 域 づ ぐ り 基 盤 道 路 整 備 事 業 費	349,000	1,749,931
		道 路 改 築 費 ( 県 単 )	1,412,697	2,499,457
		地 籍 調 査 事 業 費	29,610	122,901
		団 体 営 調 査 設 計 事 業 補 助 金	26,400	51,700
		第11項 農地計画費	33,600	36,000
		団 体 営 里 地 棚 田 保 全 整 備 事 業 助 成 費	16,920	51,204
		基 盤 整 備 促 進 事 業 助 成 費	47,554	130,917
		地 域 農 業 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 助 成 費	4,400	5,885
		団 体 営 基 幹 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 助 成 費	11,850	38,950
県 営 中 山 間 地 域 対 策 事 業 費	156,793	829,886		
過 疎 地 域 等 農 道 代 行 事 業 費	17,320	51,310		
県 営 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 費	1,048,000	3,832,823		

道路防災対策費	389,517	658,908
橋りょう補修費(県単)	436,128	1,276,580
隧道補修費	82,937	392,739
舗装道路補修費	725,118	1,668,209
防災・防雪施設補修費	83,925	300,676
雪寒施設整備費	220,317	449,237
道路融雪施設補修費	257,892	970,932
緊急地方道路整備費	1,801,046	11,039,955
河川管理施設機能確保事業費	52,400	199,400
広域河川改修費	422,200	4,745,918
床上浸水対策特別緊急事業費	630,000	2,613,883
河川整備備費	4,107,000	5,515,500
海岸整備備費	1,187,000	1,487,084
堰堤改良費	22,775	427,765
第3項河川海岸費		

第4項 砂防費	通 常	砂 防	費	160,160	1,165,921
	火 山	砂 防	費	228,800	277,609
	砂 防	総合流域防災対策整備費	費	1,248,000	1,674,175
	砂 防	工 事	費	956,880	1,434,075
	地 すべり	対 策	費	31,400	295,157
	地 すべり	防 止 工 事	費	383,700	661,561
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	費	20,800	168,419	
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 工 事	費	141,420	198,157	
	集 落 雪 崩 対 策	費	84,000	90,500	
	街 路 整 備	費	140,000	359,442	
第5項 都市計画費	公 園 整 備	費	32,258	557,475	
	公 園 整 備 費 (県 単)		305,000	749,563	
第6項 建築費	既 設 公 営 住 宅 改 善 費		55,722	255,722	
	<b>合 計</b>		<b>21,481,523</b>	<b>57,471,977</b>	

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 流域下水道事業費	第2項 建設費	下水道事業費	453,531千円
合	計		453,531

<p>平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算                  平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。                  (繰越明許費)                  第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。</p>				
<p>第1表 繰越明許費</p>				
款	項	事業名	金額	額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	99,718	千円
		港湾施設整備費	15,000	
合	計		114,718	

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名  
荷物運送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務管理部法務文書課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約決定方式  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
平成27年3月26日
- 5 契約者の氏名及び住所  
日本郵便株式会社 新潟中央郵便局  
新潟市中央区東大通2丁目6番26号
- 6 落札価格  
18,700,237円
- 7 入札公告日  
平成27年2月13日
- 8 落札方式  
最低価格

**調理師試験の実施について（公告）**

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成27年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 試験日時  
平成27年7月14日（火）  
午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場所  
試験地 受験者  
新潟市 村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、五泉市、阿賀町、新潟市及び佐渡市居住者  
長岡市 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、出雲崎町、小千谷市、柏崎市及び刈羽村居住者  
南魚沼市 魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市及び津南町居住者  
上越市 上越市、妙高市及び糸魚川市居住者  
県外居住者にあつては、希望の試験地とする。  
（試験会場は、受験票に記載して通知する。）
- 3 試験科目  
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論
- 4 受験資格  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した者。
- 5 出願に関する書類  
(1) 受験願書 1部

受験願書は、新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号。以下「施行細則」という。）別記第4号様式によるものとする。

(2) 調理業務従事証明書 1部

ア 調理師法第3条第1項第2号に規定する調理業務に従事した旨の証明書は、施行細則別記第5号様式によるものとし、原則として当該施設長（業務を委託している場合は、雇用主である受託業者の長）が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は2親等内の血族の場合、若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。

イ 証明印は、当該施設の施設長の職印（証明者の「職名」が刻印されているもの）を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録されている印鑑を用い、印鑑登録証明書1部を添付すること。

ウ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって、多数人に対して食物を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

エ 訂正箇所には原則として証明者の訂正印を押すこと。

オ 一つの勤務先における従事期間が2年未満の場合は、合計して2年以上になるように別の勤務先の証明書も必要であること。

カ 勤務日数及び時間は、週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上であること。

(3) 卒業証明書等 1部

学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者であることを証するもの（改姓者は戸籍抄本1部を添付すること）。

卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参し、受付時に照合を受けること。

(4) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽で正面向に肩口から上を撮影したもの（縦4.5センチメートル横3.5センチメートル）で、裏面に住所、氏名、撮影年月日及び受験地を記載し、写真用台紙に貼ること。

6 受験手数料

(1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を受験願書の所定の位置に貼って納入すること（収入証紙は消印しないこと）。

(2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

7 出願に関する書類の受付期間

平成27年5月18日（月）から5月25日（月）まで

8 出願に関する書類の提出先

(1) 県内居住者にあつては、住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部等（新潟市においては、新潟市保健所（以下「保健所等」という。））

(2) 県外居住者にあつては、新潟県福祉保健部健康対策課（新潟市中央区新光町4番地1）

9 受験票の送付

受験票は、試験日の約7日前までに本人あて郵送する。

10 合格者の発表等

(1) 平成27年8月4日（火）午前9時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び保健所等に合格者の受験番号を掲示するとともに、新潟県ホームページでも合格者の受験番号を掲載して発表する。

(2) 合格者には、合格通知書を郵送により交付する。

(3) 合格発表の日から9月3日（木）までの間（閉庁日は除く）、受験者本人が受験票及び本人であることが証明できるものを呈示することにより、新潟県福祉保健部健康対策課及び住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部において、各人の得点の開示を求めることができる。

なお、新潟市居住者については、新潟県福祉保健部健康対策課が開示場所となる。

(4) 電話による合否及び得点の照会には応じない。

11 その他

(1) 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合には、受験資格又は合格を取り消すことがある。

(2) 試験に関して不明な点は、保健所等又は新潟県福祉保健部健康対策課（025-280-5198）へ問い合わせること。

---

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を

---

次のとおり公表する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 オリオンビル

所在地 柏崎市駅前2丁目3-7

設置者 有限会社タケダほか1者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成26年11月21日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成27年4月3日から平成27年5月3日まで

---

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 コンバスタウン新発田舟入

所在地 新発田市舟入町3丁目1009番地

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更）に関する届出

公告日 平成26年11月21日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成27年4月3日から平成27年5月3日まで

---

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡駅前城内ビル

所在地 長岡市城内町二丁目3番地1外

設置者 城内ビル株式会社ほか2者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成26年11月21日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成27年4月3日から平成27年5月3日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 直江津ショッピングセンタービル

所在地 上越市西本町三丁目153番地13外

設置者 頸城自動車株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成26年11月21日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成27年4月3日から平成27年5月3日まで

---

**特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の平成27年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成29年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等の種類は、次のとおりとする。

(1) 文具事務機器類

(2) 家具類

- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事用材料類
- (9) 雑類

## 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ウ 暴力団員であると認められる者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

## 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

### (1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある場合には主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

### (2) 個人の場合

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人

とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書

カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

#### 4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

#### 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（角2号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することも可能である。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20buppin.html>

#### 6 申請の時期

平成28年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

#### 7 資格審査結果の通知

物品入札参加資格を有すると決定したときは、物品入札参加資格承認通知書により通知する。

#### 8 資格の有効期間

物品入札参加資格決定の日から平成29年3月31日までとする。

#### 9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490（直通）

### 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の平成27年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成29年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 調達をする庁舎等管理業務の種類

調達をする庁舎等管理業務の種類は、次のとおりとする。

(1) 建築物清掃業務

(2) 建築物空気環境測定業務

(3) 建築物飲料水水質検査業務

(4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務

- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

## 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）
- (2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、これらを得ている者
- (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (4) 後記3に規定する税について未納がない者
- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けている者以外の者
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ウ 暴力団員であると認められる者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

## 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

### (1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所を有する場合にあつては、主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

### (2) 個人の場合

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権

を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類

エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書

キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

#### 4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

#### 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（角2号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することも可能である。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20chousya.html>

#### 6 申請の時期

平成28年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

#### 7 資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

#### 8 資格の有効期間

庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から平成29年2月28日までとする。

#### 9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490（直通）

## 病院局告示

### ◎新潟県病院局告示第2号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第9条の2の規定により、収入の納付について代理納付させるため、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成27年4月3日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

#### 1 指定した事務

新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立坂町病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおいて、納入義務者に代わって診療費等の収入を納付する事務

#### 2 指定代理納付者の住所及び名称

(1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社  
(2)東京都港区南青山5丁目1番22号  
株式会社ジェーシービー

## 3 指定期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、磁気共鳴画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成27年4月3日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

磁気共鳴画像診断装置 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成27年12月28日(月)

## (4) 納入場所

新潟県立中央病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成27年4月17日(金)午後5時00分

## 4 入開札の日時及び場所

平成27年4月24日(金)午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
magnetic resonance imaging systems [1]set
- (2) bid submission:  
10:00A.M. April 24, 2015
- (3) For more information, contact:  
Management Division,  
Department of Administration,  
Niigata Prefectural Central Hospital  
\*address:  
205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata  
〒943-0192  
JAPAN  
TEL 025-522-7711 Ext. 2329

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
亀田地区コミュニティセンター	新潟市江南区亀田新明町1丁目2番3号	多目的ホール1及び2	199.80	平成27年3月2日
		会議室1	65.30	
		和室1	52.50	
		和室2	73.90	
		音楽研修室	99.00	
		会議室2	84.40	
		会議室3及び4	124.30	
小須戸まちづくりセンター	新潟市秋葉区小須戸120番地1	研修室1及び2	128.40	
		和室1及び2	59.40	
		多目的ホール1及び2	242.60	
		会議室1及び2	118.00	
白根健康福祉センター	新潟市南区白根1364番地12	多目的ホール	210.36	

## 2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
荻川コミュニティセンター	新潟市秋葉区中野5丁目1番50号	体育館	1,137.68	平成27年3月2日
		会議室	150.00	
		大会議室	150.00	
		和室	90.20	
		第1研修室	92.40	
		第2研修室	78.80	
		第3研修室	54.70	
		機能訓練室	117.40	
	(旧体育館、会議室、 第一研修室)	(旧1,137.68、 150.00、92.40)		
潟東体育館	新潟市西蒲区三方2番地	アリーナ	1,405.00	
		研修室	68.90	
		会議室	50.25	
		(旧アリーナ)	(旧1,405.00)	

## 3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
八千代保育園	新潟市中央区上大川前通2番町135番地1	遊戯室	189.00	平成27年3月2日

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
長岡市寺泊野積センター	長岡市寺泊野積 3223 番地	多目的ホール	197.08	平成 27 年 2 月 20 日
		集会室 1	24.89	
		集会室 2	19.87	

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
三条勤労福祉会館	三条市田島二丁目 22 番 36 号	大会議室	101.00	平成 27 年 3 月 2 日

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、五泉市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
すみれ保育園	五泉市駅前 2 丁目 6 番 19 号	遊戯室	218.50	平成 27 年 3 月 2 日

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、魚沼市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
入広瀬生活改善センター	魚沼市穴沢 205 番地 3	集会場	190.00	平成 27 年 3 月 2 日

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、阿賀町選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
鹿瀬体育館	東蒲原郡阿賀町鹿瀬 7797 番地 4	体育館	1,618.00	平成 27 年 2 月 20 日
上川体育館	東蒲原郡阿賀町両郷 甲 2200 番地	体育館	1,481.00	

## 2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
とこなみ保育園	東蒲原郡阿賀町平堀 2087 番地	遊戯場	67.80	平成 27 年 2 月 20 日
もみじ保育園	東蒲原郡阿賀町津川 35 番地	遊戯場	149.06	
向鹿瀬ゆずり葉センター	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬 1373 番地 2	和室	79.50	
深戸ふれあいセンター	東蒲原郡阿賀町鹿瀬 1300 番地	大会議室	52.17	
水沢公民館	東蒲原郡阿賀町日出 谷甲 2250 番地 1	多目的研修室 研修室	66.25 33.12	
ふるさと中村会館	東蒲原郡阿賀町日出 谷甲 3714 番地	大会議室	58.80	
平瀬公民館	東蒲原郡阿賀町日出 谷乙 335 番地	小会議室 大会議室	28.98 44.72	
夏渡戸集会所招喜会館	東蒲原郡阿賀町日出 谷甲 6965 番地 3	和室	19.87	
荒沢多目的センター	東蒲原郡阿賀町豊実 丁 1756 番地 4	集会室	28.98	
徳石多目的集会所	東蒲原郡阿賀町豊実 乙 1082 番地 6	集会場	24.84	
菱瀧ふれあいセンター	東蒲原郡阿賀町豊実 甲 1658 番地	和室	41.41	
麦生野ふれあい公民館	東蒲原郡阿賀町豊実 戊 361 番地 1	和室	50.50	
徳瀬集落センター	東蒲原郡阿賀町日出 谷甲 6093 番地 2	和室	49.69	
新渡集落センター	東蒲原郡阿賀町豊実 丙 575 番地	集会室	39.74	
馬取公民館	東蒲原郡阿賀町豊実 丁 590 番地 1	大広間	28.98	

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
三条勤労福祉会館	三条市田島二丁目 22 番 36 号	大会議室	101.00	平成 27 年 3 月 2 日

## 新潟県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成26年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第40号の一部を次のとおり改める。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成27年3月23日

政治団体の名称 新潟の未来を考える会

(報告年月日平成26年3月27日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	611,735 円	571,785 円
5 支出の内訳		
政治活動費	483,329 円	443,379 円
組織活動費	135,969 円	96,019 円
合 計	611,735 円	571,785 円

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成26年法律第125号）第1条1項及び第4条第2項の規定により、新潟県議会議員一般選挙及び新潟市議会議員一般選挙を同時選挙として、平成27年4月12日に行う。

なお、新潟県議会議員一般選挙における各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりである。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

新潟市北区選挙区	2人
新潟市東区選挙区	2人
新潟市中央区選挙区	3人
新潟市江南区選挙区	1人
新潟市秋葉区選挙区	2人
新潟市南区選挙区	1人
新潟市西区選挙区	3人
新潟市西蒲区選挙区	1人
長岡市三島郡選挙区	6人
上越市選挙区	5人
三条市選挙区	2人
柏崎市刈羽郡選挙区	2人
新発田市北蒲原郡選挙区	3人
小千谷市選挙区	1人
加茂市南蒲原郡選挙区	1人
十日町市中魚沼郡選挙区	2人
見附市選挙区	1人

村上市岩船郡選挙区	2人
燕市西蒲原郡選挙区	2人
糸魚川市選挙区	1人
妙高市選挙区	1人
五泉市東蒲原郡選挙区	2人
阿賀野市選挙区	1人
佐渡市選挙区	2人
魚沼市選挙区	1人
南魚沼市南魚沼郡選挙区	2人
胎内市選挙区	1人

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区	選挙長事務を取り扱う場所	所在地
新潟市北区選挙区	新潟市北区役所本館3階大会議室	新潟市北区葛塚3197番地
(ただし、4月3日午前9時30分以降は区役所新館3階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市東区選挙区	新潟市東区役所2階東区プラザホール	新潟市東区下木戸1丁目4番1号
(ただし、4月3日午前9時30分以降は区役所1階選挙管理委員会室とする。)		
新潟市中央区選挙区	新潟市役所本館3階対策室1	新潟市中央区学校町通1番町602番地1
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所本館2階中央区選挙管理委員会室とする。)		
新潟市江南区選挙区	新潟市江南区役所3階301会議室	新潟市江南区泉町3丁目4番5号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は区役所2階総務課とする。)		
新潟市秋葉区選挙区	新潟市秋葉区役所3階選挙管理委員会室	新潟市秋葉区程島2009番地
新潟市南区選挙区	新潟市南区役所4階講堂	新潟市南区白根1235番地
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は区役所4階選挙事務室とする。)		
新潟市西区選挙区	新潟市西区役所健康センター棟3階大会議室	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
(ただし、4月3日午前9時30分以降は区役所4階対策室とする。)		
新潟市西蒲区選挙区	新潟市西蒲区役所3階301会議室	新潟市西蒲区巻甲2690番地1
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は区役所1階選挙管理委員会事務局とする。)		
長岡市三島郡選挙区	さいわいプラザ6階大会議室	長岡市幸町2丁目1番1号
(ただし、4月3日午前10時以降はさいわいプラザ5階選挙管理委員会事務局室とする。)		
上越市選挙区	上越市役所木田第1庁舎4階401会議室	上越市木田1丁目1番3号
(ただし、4月3日午前10時30分以降は市役所木田第1庁舎3階301会議室とする。)		
三条市選挙区	三条市役所2階大会議室	三条市旭町2丁目3番1号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所第二庁舎1階101会議室とする。)		
柏崎市刈羽郡選挙区	柏崎市役所第二分館2階302会議室	柏崎市中央町5番50号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所第二分館2階選挙管理委員会事務局とする。)		
新発田市北蒲原郡選挙区	新発田市役所別館2階会議室	新発田市中央町4丁目8番11号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所別館2階選挙管理委員会事務局とする。)		
小千谷市選挙区	小千谷市役所4階403会議室	小千谷市城内2丁目7番5号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所4階402会議室(選挙管理委員会事務局)とする。)		

加茂市南蒲原郡選挙区	加茂市役所3階会議室	加茂市幸町2丁目3番5号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所2階選挙管理委員会事務室とする。)		
十日町市中魚沼郡選挙区	十日町保健センター3階集団指導室	十日町市千歳町3丁目3番地
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は十日町保健センター1階リハビリ室とする。)		
見附市選挙区	見附市役所4階大会議室	見附市昭和町2丁目1番1号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所4階401会議室とする。)		
村上市岩船郡選挙区	村上市役所4階大会議室	村上市三之町1番1号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所4階選挙管理委員会室とする。)		
燕市西蒲原郡選挙区	燕市役所1階会議室101・102・103	燕市吉田西太田1934番地
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所1階つばめホールとする。)		
糸魚川市選挙区	糸魚川市役所2階201会議室	糸魚川市一の宮1丁目2番5号
(ただし、4月3日午前10時以降は市役所1階市民ホール選挙管理委員会事務室とする。)		
妙高市選挙区	妙高市役所1階コラボホール	妙高市栄町5番1号
(ただし、4月3日午前10時以降は市役所3階301会議室とする。)		
五泉市東蒲原郡選挙区	五泉市役所4階401会議室	五泉市太田1094番地1
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所3階選挙管理委員会事務室とする。)		
阿賀野市選挙区	阿賀野市役所4階402会議室	阿賀野市岡山町10番15号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所4階401会議室とする。)		
佐渡市選挙区	金井コミュニティセンター1階大集会室	佐渡市千種240番地
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は佐渡市役所会議室棟1階選挙管理委員会事務室とする。)		
魚沼市選挙区	魚沼市役所小出公民館1階選挙管理委員会事務室	魚沼市小出島130番地1
南魚沼市南魚沼郡選挙区	南魚沼市役所2階大会議室	南魚沼市六日町180番地1
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所2階選挙管理委員会事務室とする。)		
胎内市選挙区	胎内市役所2階大会議室	胎内市新和町2番10号
(ただし、4月3日とし、4月4日以降は市役所3階選挙管理委員会事務室とする。)		

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙及びこれと同時に行う新潟市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を、次のとおり定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

投票の順序

- 1 新潟市議会議員一般選挙
- 2 新潟県議会議員一般選挙

開票の順序

- 1 新潟県議会議員一般選挙
- 2 新潟市議会議員一般選挙

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成27年4月12日施行の新潟県議会議員一般選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く）を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	<p>平成二十七年四月十二日執行 新潟県議会議員一般選挙投票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 20px auto; text-align: center;">印</div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

<p>候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	<p>平成二十七年四月十二日執行 新潟県議会議員一般選挙投票</p> <p>点字投票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 20px auto; text-align: center;">印</div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は青色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

---

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙における次の選挙区の開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

---

新潟市北区選挙区、新潟市東区選挙区、新潟市中央区選挙区、新潟市江南区選挙区、新潟市秋葉区選挙区、新潟市南区選挙区、新潟市西区選挙区、新潟市西蒲区選挙区、上越市選挙区、三条市選挙区、小千谷市選挙区、見附市選挙区、糸魚川市選挙区、妙高市選挙区、阿賀野市選挙区、佐渡市選挙区、魚沼市選挙区、胎内市選挙区

---

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車(船舶)表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車(船)用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

---

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県選挙管理委員会が確認団体に交付する政治活動用自動車表示板及び政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

---

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙において、確認団体が掲示する政治活動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

---

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙において、候補者又は推薦届出者が届け出る選挙事務所の設置届又は異動届、出納責任者の選任届若しくは異動届又は職務代行届及び候補者が届け出る報酬を支給する者の届出書並びに出納責任者が提出する選挙運動に関する収入及び支出の報告書は、当該選挙区の選挙長事務を取り扱う場所にも提出できるものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

---